厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原三の丸ホールへの指定管理者制度 の導入について	文化政策課
2	新たな健康増進拠点施設の整備について	健康づくり課
3	新しい学校づくり推進基本方針(素案) について	
4	小田原市放課後児童クラブ運営業務委託に ついて	教育総務課
5	片浦小学校放課後児童クラブの再開につい て	
6	令和6年度使用小学校教科用図書の採択に ついて	教育指導課
7	小田原版STEAM教育の取組状況と今 後の予定について	教月14号 禄

小田原三の丸ホールへの指定管理者制度の導入について

1 指定管理者制度移行の目的

多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、小田原三の丸ホールの管理運営主体を民間事業者に委ねることとし、民間事業者が有する能力やノウハウを活用することにより、更なる施設サービスの向上や経費削減、魅力ある自主企画事業の展開等を図ることを目的とする。

2 対象施設と導入方針

対象施設	募集形態	指定期間	利用料金制
小田原三の丸ホール	公募	5年	採用

3 指定候補者の選定方法

指定候補者の募集内容の検討や選定は、小田原市附属機関に設置する予定の指 定候補者選定委員会が行う。委員は関係部長のほか、税理士、施設利用者、文化 施設管理経験者等の外部有識者から5名以上で構成する予定である。

4 指定までのスケジュール

	議会	市	指定候補者選定委員会
人和 [左 座	市民ホール条例等改正		
令和5年度	予算計上 (委員報酬等)		募集要項等検討
令和6年度	指定の議決	市	事業者選定
7010年度	予算計上 (指定管理料)	事業者募集	
令和7年度		指定管理者制度移行	

新たな健康増進拠点施設の整備について

1 背景

本市では、いつまでも自分らしく心もからだも健やかに暮らせるよう「健康寿命の延伸」を基本目標に、高血圧対策プロジェクトや健康おだわら普及員等と連携した地域における健康教育・健康相談、民間企業と連携したイベント・教室の開催など様々な健康増進への取組を積み重ねてきたところである。

こうした取組により健康寿命の延伸は見られるものの、平均余命との差は依然として開いており、脳血管疾患や心疾患の死亡率も国や県と比較して高い状況にある。今後高齢化がさらに進む中においては、より一層市民一人ひとりの健康意識の向上を図り、自ら健康を守ることができるよう市民のセルフケア力を高める必要があると考えられる。

平均余命と健康寿命のギャップ

男性: 1.44 歳 女性: 1.92 歳

脳血管疾患の死亡率が依然として高い 神奈川県平均の 約 **1.8** 倍 塩分摂取量が多い、高血圧症の人が多い

運動をまったくしていない人*は 約 **30** % ※満20歳以 F

こうしたことから、第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」及び令和5年(2023年)3月に策定した第2期小田原市健康増進計画では、これまで健康に無関心だった層にも情報を届け、健康診査の受診や運動習慣の定着といった行動変容につながるよう、デジタルの活用や民間と連携した取組の推進、ソフト事業の展開のみならずハード面の整備なども含め、新たな基幹型としての健康増進拠点施設の整備の調査・検討を位置づけ、その推進

2 健康増進拠点施設の役割・機能

を図ることとした。

(1) 基幹型(拠点)施設としての役割

保健センターは、これまで地域保健法に基づく施設として、市民に対する健康相談、保健指導や健康診査などを実施し、地域の健康づくりに寄与してきた。

一方近年では、フィットネス施設などの民間のヘルスケア市場の拡大や、スマートフォンなどのデジタル機器の普及に伴い一人ひとりの健康状態が把握しやすくなるなど、健康づくりを取り巻く状況は変化している。

こうした中で、これまで注力してきた病気の早期発見や治療に加え、子ども、高齢者、障がいのある方、健康に無関心な層などあらゆる方がそれぞれの健康状態に応じた適切な生活習慣・運動習慣を定着させる"実践の場"を通じた新たな健康づくりへのはたらきかけが、これまで以上に重要になっている。

また、この"実践の場"で蓄積されたデータを活用し、健康相談などの 従来の取組の底上げや、健康おだわら普及員等健康増進を担う人材の育成 など、施設を利用する方だけではなく地域全体の健康増進に寄与していく ことも役割として求められている。



健康増進拠点に蓄積された実践データを活用し、従来の取組の底上げや健康増進を担う人材の育成に貢献

(2) 施設の基本的な考え方

- ア 子ども、高齢者、障がいのある方、健康に無関心な層などを含め、すべての市民の健康増進が図られる包摂性のある施設
- イ 早期に運動習慣のきっかけをつくるとともに、その定着が図られる施 設
- ウ 様々な資源を活用し地域全体の健康増進を図る基幹型としての施設
- (3) 施設の機能コンセプトについて

現時点においては次のとおり設定しており、今後、健康増進に関わる各種団体や事業者、市民等の意見を伺い、基本構想で定めていく。

- ア 幅広い世代、あらゆる人々が日常生活機能の維持・向上・改善に向け た習慣の定着、セルフケア力を高める機能
- イ 民間のノウハウ・デジタル技術を活かし、"楽しみながら"正しい知識 に基づく自らの健康管理や運動習慣の定着を図る機能
- ウ 公民連携による健康増進に関するプロジェクトの実施や健康に関する多様な情報の収集・分析により、地域の健康課題の解決に資する機能
- エ 必要に応じて、専門家による健康づくりの支援を受けることができる機能(公民連携による県西初の厚生労働省認定健康増進施設も視野)

<健康増進拠点施設において想定される機能イメージ>





データ活用と連動した有酸素運動機器

スロープのあるユニバーサルなプール

- •あらゆる世代の利用者の**年齢・性別・体組成データ・生活習慣・既往 症**の情報をもとに、一人ひとりに適した運動やトレーニングの指導を受けることができる施設機能
- •健康に関する多様な情報の収集・分析をする機能



気軽な相談窓口



野菜たっぷり(ひそかに減塩)弁当

- 専門家による相談機能を充実。
- 健幸ポイント事業や健康メニューの紹介など、楽しみながら正しい知 識の習得と健康的な生活習慣の定着を通じ市民一人ひとりが考えセセルフケア能力を高める機能。



運動の履歴データを蓄積・可視化



スマートフォンアプリとの連携

- •デジタル機器等から一人ひとりの健康状態を把握、運動による効果も継続的に収集・分析できる機能。
- "食"に関するデータも組み合わせて活用。

3 調査・検討のスケジュールについて

令和5年度(2023年度)は、新たな基幹型としての健康増進拠点施設について、コンセプトや必要な機能などの大きな方向性を固め、基本構想としてまとめていく。

また、補助金の活用、施設の管理運営の基本方針などに係る検討・調査は、 令和6年度(2024年度)以降も継続して行っていく。

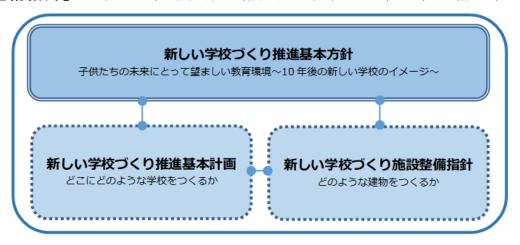
令和5年(2023年)10月	小田原市健康増進計画推進委員会
令和5年(2023年)12月	基本構想案の厚生文教常任委員会報告
令和6年(2024年)3月	基本構想の策定

新しい学校づくり推進基本方針(素案)について

基本方針策定の趣旨

令和2年(2020年)12月に策定した小田原市学校施設中長期整備計画を 着実に推進するため、学校を取り巻く現状と課題や、本市の教育の目指す 姿を踏まえ、子供たちの未来にとって望ましい教育環境の基本的な考え方 を示す**「新しい学校づくり推進基本方針」**を策定するもの。

基本方針策定後は、地域の学校配置の将来像(どこにどのような学校を つくるか)をまとめる**「新しい学校づくり推進基本計画」**と、学校施設整 備の基準(どのような建物をつくるか)をまとめる「新し**い学校づくり施 設整備指針」**を策定し、中長期整備計画の見直しを経て、整備に着手する。



2 基本方針(素案)の概要

- (1) 「新しい学校づくり推進基本方針」とは(P1~P3)
- (2) 社会情勢の変化と学校教育の方向性 (P4~P5)
- (3) 本市が目指す教育の姿 (P6~P7)
- (4) 本市が目指す教育の姿を体現する「新しい学校」(P8~P10)

社会力を育むための 学びを実現する場



=新しい学校

10 年後の「新しい学校」のイメージ

- 学校における学び
- ・学校と地域との関係
- ・学校のマネジメント
- ・学びの規模、学校配置の方策

(5) 「新しい学校」を実現するための検討事項 (P11~P47)

「新しい学校」を実現するための検討事項 →今後の検討の方向性等を提示

学校における学び

インクルーシブ教育、地域資源を生かした学び、デジタルを活用した学び

・学校と地域との関係

学校運営への参画、地域の防災機能、他の施設との複合化

学校のマネジメント

教職員の配置と働く環境、学校施設の整備と管理、学校運営費と整備費

- ・前提となる学校配置の考え方 学びの規模、学校配置の方策
- ・実現に向けたプロセス 多様な主体との合意形成、庁内の検討体制
- (6) 今後の検討に向けて (P48~P49)

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度~
基本方針	it	基本計画	中長期整備計画	改築・長寿命化
		整備指針	の見直し	改修の実施
新しい学校づくり検	討委員会	•		
	地域。	への説明と合意形成(説明会・意見交換会・	ワークショップ等)
		10000000		

3 今後のスケジュール(予定)

令和5年(2023年)10月~ 基本方針(素案)のパブリックコメント実施

12月 検討委員会から教育委員会へ答申

基本方針の策定・公表

令和6年(2024年)1月~ 学校・地域関係者への説明会実施

小田原市新しい学校づくり推進基本方針 (素案)

令和5年(2023年) 9月 小田原市新しい学校づくり検討委員会

目 次

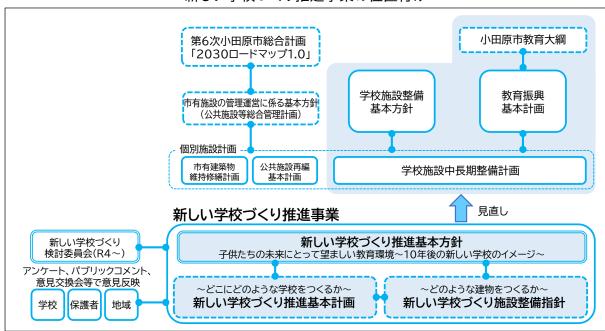
	草 「新しい子校つくり推進基本方針」とは	
1	「新しい学校づくり推進事業」の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••1
2	基本方針策定の目的と構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. • 3
-	章 社会情勢の変化と学校教育の方向性	
1	社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••4
2	新しい時代の学校教育の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••4
-	章 本市が目指す教育の姿	
	社会力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	本市が目指す学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	目指す姿の実現に向けた基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 7
	章 本市が目指す教育の姿を体現する「新しい学校」	
	「新しい学校」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	「10 年後の新しい学校」のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
-	章 「新しい学校づくり」を実現するための検討事項	
	学校における学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)インクルーシブ教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)地域資源を生かした学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)デジタルを活用した学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	学校と地域との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)学校運営への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)地域の防災機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)他の施設との複合化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	学校のマネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)教職員の配置と働く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)学校施設の整備と管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)学校運営費と整備費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	前提となる学校配置の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)学びの規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(2)学校配置の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42

5	実現に向けたプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
(1)多様な主体との合意形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
(2)庁内の検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第6章	章 今後の検討に向けて
	章 今後の検討に向けて 「新しい学校づくり推進基本計画」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	

第1章「新しい学校づくり推進基本方針」とは

- 1「新しい学校づくり推進事業」の位置付け
 - 本市は、令和2年(2020年)12月、学校施設整備の基本的な考え方を示す「小田原市 学校施設中長期整備計画(以下、「中長期整備計画」という。)」を策定しました。
 - 新しい学校づくり推進事業(以下、「本事業」という。)は、中長期整備計画を着実に推進 するために、早期に学校施設の改築1・長寿命化改修2に着手することを目指した取組で、 「新しい学校づくり推進基本方針(以下、「基本方針」という。)」と、それに基づいて策定 する「新しい学校づくり推進基本計画(以下、「基本計画」という。)」、「新しい学校づくり 施設整備指針(以下、「整備指針」という。)」の3つの方針・計画等を策定することとして います。
 - この3つの方針・計画等を策定した後、中長期整備計画を見直し、改築・長寿命化改修の 優先順位を反映させた実施計画を定め、整備に着手していきます。

<新しい学校づくり推進事業の位置付け>



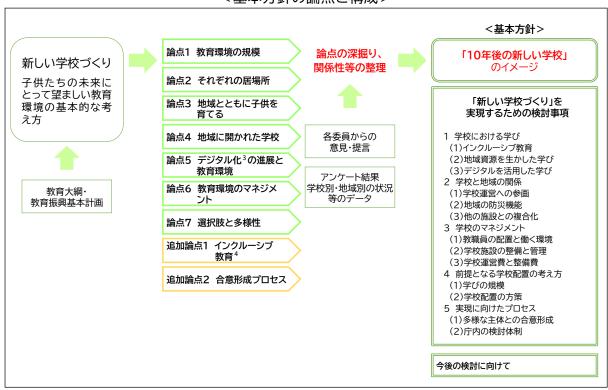
既存建物の一部または全てを新しい建物へ建て替える整備手法

 $^{^2}$ 概ね築 60 年で改築する建物を、目標使用年数を 80 年と設定し、 築 $40\sim45$ 年を目安に機能向上のための改修を実 施するもの

2 基本方針策定の目的と構成

- 新しい学校づくりをどのように進めていくか、その羅針盤となる基本方針は、学校を取り巻く現状と課題や、本市の教育の目指す姿を踏まえ、子供たちの未来にとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示すことを目的とします。
- 基本方針は、教育、学校施設、都市計画等に精通した学識経験者、小中学校長、保護者 (PTA)、自治会の代表者、公募市民の計 10 名で構成される「新しい学校づくり検討委員会(以下、「検討委員会」という。)」において検討・策定したものです。
- 「望ましい教育環境」を考えるにあたり、検討委員会の中で挙がった意見を整理し、9つの「10 年後の新しい学校」を描くための論点を設定しました。それらの論点の深掘り等から見えてきた「10 年後の新しい学校」のイメージをイラスト等で提示するとともに、新しい学校づくりを実現するために検討・整理が必要な事項を「『新しい学校づくり』を実現するための検討事項」としてまとめ、基本計画及び整備指針の策定につなげていきます。

<基本方針の論点と構成>



³ アナログの情報やプロセスをデジタル形式に変換すること。

⁴ 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子供が共に学び合う教育のこと。

3 検討経過

- ・ 基本方針は、検討委員会において計 10 回の検討を経て策定しました。
- 検討にあたり、保護者、教職員及び地域関係者の意識や考えを把握するため、市立小中学校の教育環境に関するアンケートを実施しました。

<検討委員会の検討経過>

第1回 4月 18 日	新しい学校づくり推進事業と検討内容について保護者、教職員等へのアンケート(素案)について
第2回 6月 30 日	● 今後の検討内容について(論点の整理)● 論点の検討①(論点 1)● 保護者、教職員等へのアンケート(案)について
第3回 8月 22 日	● 各学校・地域の現状と課題● 論点の検討②(論点 3・4)
第4回 11 月8日	● 論点の検討③(論点 2·5·6)● 教育大綱·教育振興基本計画について● アンケートの結果について
第5回 1月 26 日	● 論点の検討④(論点 6·7)● 中間報告(素案)について
第6回 3月 28 日	● 論点の検討のまとめ● 基本方針の構成について● 中間報告(案)について
第7回 4月17日	● 中間報告(案)について● 追加論点の検討(インクルーシブ教育)
第8回 5月15日	● 基本方針(素案)の検討 ● 追加論点の検討(合意形成プロセス)
第9回 6月 26 日	● 基本方針(素案)の検討
第10回 8月8日	基本方針(素案)の検討今後の検討フレーム等について

<アンケート実施状況>

調査対象	・保護者 : 小学3・4年生 中学2年生の保護者・教職員 : 市立小中学校の教職員・地域関係者: 学校運営協議会委員・学校評議員					
調査期間	保護者・教職員:令和4年(2022年)7月15日~8月22日地域関係者 :令和4年(2022年)8月31日~9月22日					
調査 方法	保護者・教職員:オンライン調査(希望者は紙の調査票により回答)地域関係者 :オンライン調査・紙の調査票の選択制					
		而二十二米七	回収数			回収率
配布		配布数	郵送	オンライン	計	凹収率
• .	保護者	4,237票	-	2,239票	2,239票	52.8%
回収	教職員	916票	7票	645票	652票	71.2%
	地域関係者	311票	133票	86票	219票	70.4%

第2章 社会情勢の変化と学校教育の方向性

1 社会情勢の変化

- 高度な人工知能や Internet of Things(IoT)⁵、ビッグデータ⁶、ロボティクス⁷などの 先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられる Society5.0⁸時代に 向けて様々なイノベーション⁹が起きています。
- 新型コロナウイルス感染症は令和5年(2023 年)5月から5類感染症へと移行したものの、この数年間、新型コロナウイルス感染症が社会にもたらした影響は非常に大きく、今後は「ポストコロナ¹⁰」を見据えた「ニューノーマル¹¹」な社会に移行していくことが求められています。
- 少子高齢化と人口減少は急速に進行しており、日本の 15 歳未満の人口は、1980 年代 初めの約 2,700 万人から令和2年度(2020 年度)は約 1,503 万人まで減少し、令和 35 年度(2053 年度)には 1,000 万人を割ることが予想されています。

2 新しい時代の学校教育の姿

- 急激に変化する社会の中にあっても、新しい価値を生み出すのは「人」であることは揺るぎません。未来を担う子供たちを育む学校教育において、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、それぞれの資質・能力を育成することが求められています。
- こうした背景を踏まえ、令和3年(2021年)1月に中央教育審議会(中教審)¹²から答申された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~」では、従来の日本型教育を発展させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる「令和の日本型学校教育」を構築することが求められています。
- 一方、現在の学校施設は、児童生徒数が急増した昭和40~50年代に建築されたものが多く、国の示す標準設計に基づき、片廊下一文字型¹³の画一的な学校施設が大半です。「令和の日本型学校教育」において提示されている多様な教育・学習活動を自由に展開するためには、教育環境・学校施設にも大きな変革が求められることから、令和4年(2022年)3月に、文部科学省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告書が示され、新しい時代の学びを実現する学校施設のビジョンが提案されています。

⁵ 情報通信技術の概念を指す言葉で、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(家電、車、住宅など)をつなげる技術

⁶ 従来のシステムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。

^{7「}ロボット工学」、またはロボットに関連した様々な科学研究の総称

⁸ 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、 新な社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において初めて提唱された我が国が目指すべき未来社会の姿のこと。

⁹ 革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一新するような新たな価値を創造すること。

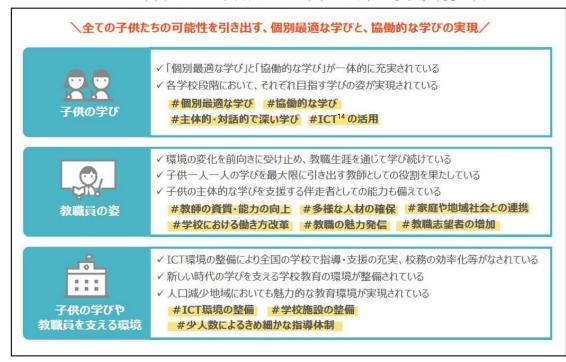
¹⁰ 新型コロナウイルス感染症の拡大により歴史的転換を迎えたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症との共存・共生していく社会やその先の社会のこと。

¹¹ 様々な変化に対応しながら多様性を生かしつつ、リスクへの強靱性を高め、我が国が持つ独自の強みや特性を生かした新たな日常

¹² 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成 に関する重要事項を審議することを目的として、文部科学省に設置された諮問機関

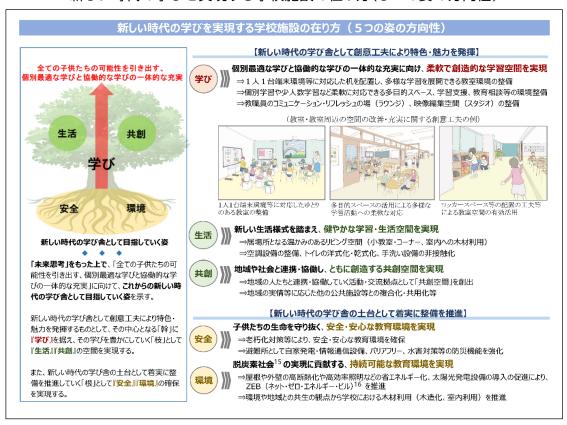
¹³ 廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置したもの

<2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿>



出典:中央教育審議会「「令和の日本型教育」の構築を目指して(答申)」総論解説 (抜粋)

<新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)>



出典:文部科学省「新しい学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 (概要)

¹⁴ 情報通信技術(Information and Communications Technology)の略

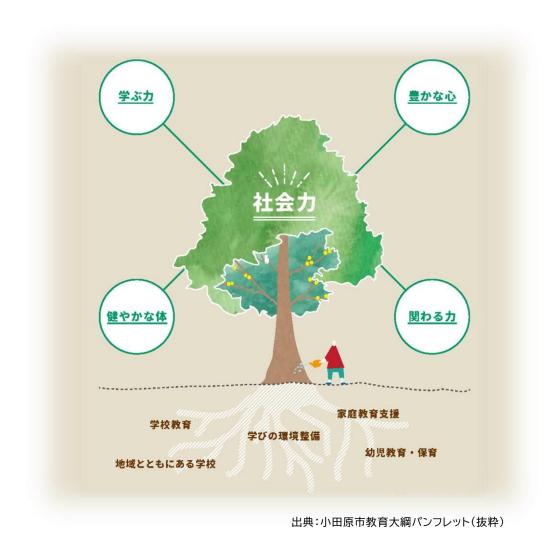
¹⁵ 地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

¹⁶ 建物・設備の省工ネ性能向上、エネルギーの面的利用、再生可能エネルギーの活用等により、建物における一次エネルギー 消費量をゼロにする建築物

第3章 本市が目指す教育の姿

1 社会力の育成

- 本市では、教育の理念や目標を掲げた「第2期小田原市教育大綱(以下、「大綱」という。)」と、それらを実行するための具体的な手法や方法を示した「第4期小田原市教育振興基本計画(以下、「計画」という。)」を一体的に策定し、令和5年度(2023 年度)からスタートさせています。
- 新たな大綱・計画では、これからの人生 100 年時代をより豊かに生きていけるように、 それぞれの存在を認め合い、それぞれの可能性を最大限に発揮しながら、幸せな社会を 共に創っていく「社会力」を、生涯にわたる学びを通して育んでいくことを掲げています。
- 森里川海がひとつらなりになった豊かな自然環境、長い歴史の中で先人から継承されてきた文化・産業に加え、多様な関わり合いの中で培われた「ひとの力」など、小田原ならではの多様な地域資源を最大限に生かし、子供も大人も「社会力」を育んでいくことが、本市が目指す教育の姿です。



2 本市が目指す学校教育

- 計画では、「変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力を身に付けた『未来を創るたくま しい子ども』を目指す子どもの姿として、地域特性を生かしながら本市の学校教育を推 進します。」としています。
- 「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を目指しています。
- これらを通じて、子供たち一人ひとりが自らを輝かせ、充実した人生を送り、より良い地域社会を創る「社会力」を育んでいくことが、本市が目指す学校教育です。



ICTを活用した教育 ~学習用端末で動きを撮影~



• 社会と関わる ~生徒による小田原城ガイド~



・ 体験で育む 〜片浦レモンの収穫体験〜



地域と関わる~海岸でのごみ拾い~

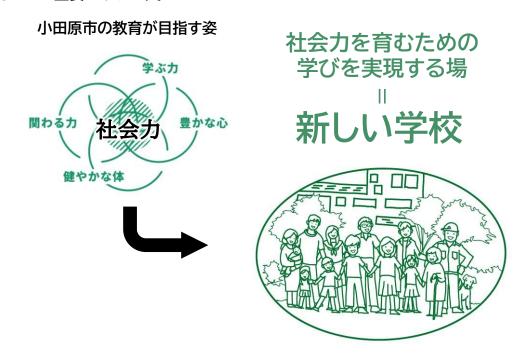
3 目指す姿の実現に向けた基本的な考え方

- 計画では、本市が目指す教育の姿を実現していく基本姿勢として、これまで本市が取り組んできた教育を大切にしつつ、「誰ひとり取り残さない学び」、「地域資源を生かした学び」、「公民連携による学び」を推進することを掲げています。
- 本市では、誰ひとり取り残さず、一人ひとりに応じた個別最適な学びと協働的な学びの 一体的な充実を図るため、全ての子供に対して、共に学ぶために質の高い教育を保障す ることや、これまでの教育実践と ICT とのベストミックスにより、子供たちや教員の力を 最大限に引き出すこと、そして小田原の地域資源を生かした学びを展開することに力を 注いできました。
- こうした小田原ならではの学びを継承し、より充実させていくことを前提とし、先端技術の高度化や人口減少といった社会情勢の変化への対応のほか、学校施設の老朽化や教職員の働き方改革などの学校現場の課題にも対応していきます。

第4章 本市が目指す教育の姿を体現する「新しい学校」

1「新しい学校」とは

- 「新しい学校」とは、第3章で述べた本市の教育が目指す姿を体現する場として、10 年後の令和 15 年度(2033 年度)を目途に具現化することを目指すものです。
- 「新しい学校」は、本市の目指す教育とその取組を推進し、全ての子供たちの可能性を引き出し、「社会力」を育む学びを実現できるよう、多様な教育活動を支える場として、柔軟で創造的な学習・生活空間を提供します。
- 加えて、これまで「子供たちの学校」としてきた場を、生涯にわたる「みんなの学びの場」 に再構築し、共に学び、育つことができ、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会 力」を育む空間とします。そして、地域資源を生かした学びのフィールドは、学校だけに とどまることなく、日常的に地域全体に拡張していきます。
- 「新しい学校」は、地域における学びの拠点として、また学校と地域が支え合い協働していくための拠点として、持続可能な運営や仕組みも合わせ持つ施設となります。そのため、実現に向けたプロセスでは、各地域において、地域ごとの「新しい学校」の目指す姿やビジョンを共有し、考える機会が丁寧に設けられ、多様な主体による議論が展開されることが重要となります。



2 「10 年後の新しい学校」のイメージ

- 検討委員会での議論を踏まえ、新しい学校の様子や、新しい学校の中でどのような活動が行われているか、などについて、「10 年後の新しい学校」のイメージとして、イラストとともにまとめました。
- このイメージは一部の象徴的なものを抜粋しており、実際の新しい学校がどのようになっていくかは、今後検討を進めていくことになります。

学校における学び

●多様な子供たちが共に学び、 充実した学校生活を送ってい る。



支援が必要な子供たちも一緒に学習を行っている。



特別支援学級と通常の学級の教室は仕切りを外せば一体で使うことができ、交流を行いやすくなっている。

●地域資源を活用した小田原版 STEAM教育¹⁷ や体験学習等、 地域の多様性を最大限活用した 学びを展開している。



民間企業と連携して、小田原版STEAM教育が全ての中学校で展開されている。



近くの田んぼで、近所の人の協力に より稲作体験が行われている。

●デジタルを最大限活用し、個別 最適な学びと協働的な学びが 様々な形で行われている。



図書館は読書・学習・情報のセンターの機能を持ち、効率的なグループ学習などが行われている。



モニターと1人1台の端末を組み合わせ、 海外とオンラインでの交流学習などがス ムーズに行われている。

学校と地域との関係

●学校と地域との協働がこれまで以上に活発になり、多様な 主体が学校活動や放課後活動 に関わっている。



学校運営協議会を中心に、多様な主体が 学校活動に関わり、活発な意見交換が行 われている。



図書室は地域住民や高校生・大学生も 利用でき、放課後には子供たちの学習 や読み聞かせの担い手になっている。

●学校の避難所機能が充実し、 地域住民が安心して利用す ることができている。



学校に設置された定置型蓄電池や動く蓄 電池としての電気自動車を活用し、災害 時に安定した電気の供給が行われている。 ●地域の人たちが必要と考える施設が学校に複合化され、学校が「多様なつながりが生まれる場所」として機能している。



敷地の周りを道路と一続きのスペースと し、地域の人の憩いの場となっている。



地域開放スペースで、住民、保護者、教職員などが防災やまちづくりについての勉強会が行われている。



放課後活動として、ボランティアによる 学習サポートが行われている。



地域開放スペースに住民運営のカフェ を設け、地域住民と教職員がお茶を飲 みながら情報交換している。



学校と保育所やデイサービスとを複合 化し、多世代の交流が生まれている。



学校に地域の人も利用できるプールを 複合化し、水泳授業や放課後活動で使 用されている。

学校のマネジメント

教職員が生き生きと働き、子供 たちと向き合うことができてい る。



職員室には、打合せ用のテーブルが置かれ、教職員間で気軽にコミュニケーションがとれている。



職員室のカウンターなどで、教職員と子 供たちが気軽にやりとりをしている。 ●学校で過ごす人たちが、安心・安 全に生活することができ、目的 に応じた居場所で、思い思いの 時間を過ごすことができている。



教室は可変性の高いつくりとなっており、 グループ学習などを柔軟に行うことがで きている。



校庭にはベンチが置かれ、友達同士で おしゃべりなどを楽しんでいる。 拠点化・集約化や民間活用などにより、より効果的な学校経営が行われている。



部活動を拠点校化し、民間の指導者と連携した指導が行われている。



民間からの寄付などを原資とした基金 を財源に学校整備が行われている。

学びの規模・学校配置の方策

●子供たちがたくさんの友達に囲まれて、学び合いやコミュニケーションを通して「関わる力」を 養うことができる。



学校規模が確保されることにより、生徒は多くの種類の 部活動を選ぶことができている。 ●小中一貫教育など地域特性に応じた学校制度が 導入され、充実した教育活動が行われている。





小1から中3まで、学年を越えた交流が行われている。

第5章 「新しい学校づくり」を実現するための検討事項

- 検討委員会では、前章で示した 10 年後の「新しい学校」のイメージとともに、「新しい学校づくり」を実現していくための道筋について、9つの論点を立てて議論してきましたが、その内容は複雑に絡み合っています。
- そこで、本章において、「新しい学校づくり」を実現するための検討事項について、「学校における学び」、「学校と地域との関係」、「学校のマネジメント」、「前提となる学校配置の考え方」、「実現に向けたプロセス」の5つの項目に整理し、今後の検討につなげるための方向性を示していきます。

1 学校における学び

- 「新しい学校」を形にしていくうえで前提となるのが、学校においてどのような学びを実現していくのか、その理念と具体の方向性です。
- ・本市がこれまで取り組んできた小田原ならではの学びを継承し、より充実させていくという観点から、人の多様性を認め合う「インクルーシブ教育」、地域の多様性を知り、生かしていくための「地域資源を生かした学び」、そして「デジタルを活用した学び」の3つを、「学校における学び」の柱と位置付け、ハードとソフトの両面で充実させていくことを目指します。

(1)インクルーシブ教育

【方向性】

- 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子供が共に学び合う「インクルーシブ教育」の実現を目指し、それぞれの教育的ニーズに対し最適な教育活動を行うための、多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 支援教育の充実に向けては、施設整備や専門的な指導と支援ができる人員の確保 等の課題があることから、一部拠点化や通級指導教室¹⁸の拡大等について、基本計 画策定時に検討します。
- 多様な子供たちが共に学び、生活するということを前提とした環境を実現するため の学校施設整備の具体的な方向性については、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

- ○教職員の配置と働く環境
- ○学校施設の整備と管理
- ○学校配置の方策

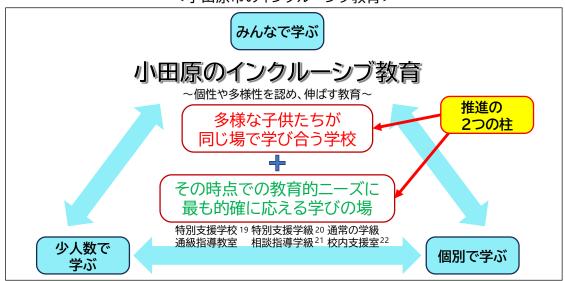
● 本市の現状

• 現在は、「地域の子供は、地域で育てる」という観点から、全ての小中学校で、全ての児童生徒ができるだけ同じ場で共に学び、生活を送ることができるよう努めていますが、施設のバリアフリー化が十分ではない等の課題があります。

¹⁸ 比較的軽度な障がいのある児童・生徒が、通常の学級に籍を置きながら、特定の授業時間に限って、その障がいの程度に 応じた特別な指導を受けるための学級

- 支援を要する児童生徒数は増加傾向にあり、平成 24 年度(2012 年度)から令和 5年度(2023 年度)までに約 3.1 倍に増加しています。将来推計では、今後も増加 傾向が続くことが見込まれています。
- 特別支援学級の種別は、知的、自閉症・情緒が多くなっていますが、弱視や難聴等も 増加傾向となっています。種別の多様化により、作業・理学療法士や言語聴覚士、医 療的ケアを行うことができる看護師資格保有者の配置等、これまで以上に専門的な 支援を充実させることが求められています。

<小田原市のインクルーシブ教育>



出典:第7回検討委員会 資料2-1「小田原市の支援教育について」より抜粋 <支援を要する児童生徒数・学級数の推移>

- ス版と文グの地里工作が 1 (株然の)作り					
		平成24年度	平成29年度	令和4年度	令和5年度
全児童生徒数		15,153人	13,787人	12,792人	12,571人
支援を要する 児童生徒数 <割合>		232人 <1.53%>	359人 <2.60%>	647人 <5.06%>	723人 <5.75%>
	知的	116人	172人	293人	335人
	自閉症·情緒	107人	175人	332人	365人
内訳	肢体	9人	3人	7人	7人
7/96.4	病弱	0人	4人	6人	4人
	弱視	0人	1人	2人	2人
	難聴	0人	4人	7人	10人
支援学級数		72学級	94学級	129学級	145学級

¹⁹ 視覚・聴覚・知的障がい・肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、 障がいによる学習上、生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身に付けさせることを目的とした学校

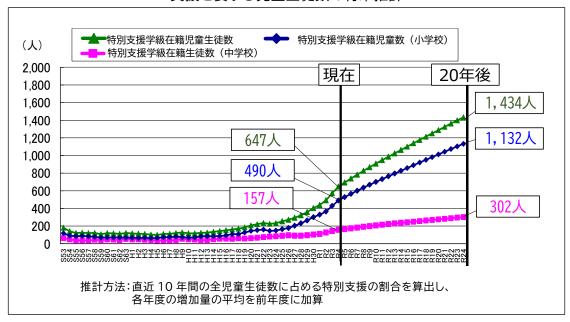
12

²⁰ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者など、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障がいによる学習上、生活上の困難を克服するための教育を行うための学級

²¹ 不登校や不登校傾向の児童生徒が、学校に籍を置いたまま、個別活動や小集団活動を行いながら、社会生活の適応を促し、自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立する力を養う教室

²²「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」という生徒に対して、「学級へ復帰するためのステップの場」 として校内に設置されている部屋

<支援を要する児童生徒数の将来推計>



●「アンケート」での意見(自由意見より抜粋)

- 特別支援学級の子と通常の学級の子との交流がしやすくなってほしい。
- 支援を要する子供たちに対応できる教職員がもっと多くなると、子供たちの困り感に対応でき、楽しく学校生活を送ることができると思う。
- 従来の特別支援学級の枠に当てはまらない児童生徒が多くなっていると感じます。 学習の補習や不登校の対応等を行うことができる、みんなの教室のような場所が全 ての学校にあるといいと思います。

● 検討委員会での主な意見

- インクルーシブの意味として、特別支援学級の子供と通常の学級の子供が違いを認め合えるよう、一緒に過ごすことで理解を育んでいくことが大切。一方でクールダウンするための部屋などがないと授業が進まないこともある。
- 障がいだけではなく、様々な形で多様な子供のあり方を認めていかなければならないという時代の流れの中では、標準的なユニバーサルデザイン ²³ は取り入れるべきだと感じる。
- インクルーシブを進めていくとバリアフリー環境が議論の中心になるが、インクルーシブは、心のケアなどの要素もあるので、施設だけでなく様々な配慮やスタッフのサポートなど、ソフト面での様々な関わり方についても整理しながら議論する必要がある。
- 全ての学校で全ての支援を要する子供を受け入れることができるよう、フルスペックで体制を整えることは負担が大きいため、ブロックを設定して、その中で拠点になる学校を整備して、子供たちは送迎等を利用して通う、という手法も考えられる。

²³ 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を設計する考え方。

(2)地域資源を生かした学び

【方向性】

- 地域資源を活用した小田原版 STEAM 教育や地域をフィールドにした体験学習等、 地域の多様性を最大限活用した学びを、これまで以上に充実させていきます。
- 充実に向けた方策として、オンラインでの交流等、デジタルの活用を推進するほか、 指導者や担い手は、教職員やボランティア、地域住民だけでなく、民間企業との連携 などについても検討していきます。
- 体験学習や探究的な活動に取り組みやすい学習空間や、学校と地域との協働や共 創を促す空間について、整備指針において検討します。

【関連項目】

- ○デジタルを活用した学び
- ○学校運営への参画
- ○教職員の配置と働く環境
- ○学校施設の整備と管理

● 本市の現状

- 本市の多様な地域資源や地域の特色を生かした学びは、現在も各校で行われていますが、指導者や担い手不足等の課題があります。
- 郷土小田原をフィールドに、身近な社会問題を解決するために教科で学んだことを 統合的に働かせながら探究的な活動を行うことで、より良い社会を実現する資質と 能力を育てていく「小田原版 STEAM 教育」を令和8年度(2026 年度)までに中 学校全校で実施できるよう研究・実践を進めています。

<各地域の特色ある取組>

中央地域	・みかんの収穫・野菜の収穫・海岸清掃・森林学習・地元工場見学	川東北部 地域	・梅干し作り ・田植え・稲刈り ・自然体験学習 ・作物作り体験
富水·桜井 地域	・田植え・稲刈り ・音楽演奏会 ・工芸体験	片浦 地域	・海岸清掃 ・レモンなどの収穫体験 ・森林学習 ・漁港見学
川東南部地域	・森林学習 ・工芸体験 ・作物栽培・米作り ・地元企業職場体験	橘 地域	・玉ねぎ収穫体験 ・一次産業職場体験

<小田原版STEAM教育イメージ>



STEAM 教育: Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art (芸術)、Mathematics(数学)等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

(例)

- 自治会の人から困りごとなどを聞き、課題解決策を考える。
- まち歩きを通して観光客を増やすための方策を考え、企業や観光関係団体等にプレゼンテーションを行う。
- サルの被害への対策について、サルの行動パターン等を調べたうえで考え、地域 住民に発表する。

● 検討委員会での主な意見

• 小田原は日本の縮図のように、多様な地域資源と地域課題を有しているため、 日本や世界が抱えている課題と同じような問題を感じることができる。こうし た地域の課題と紐づけて、教育カリキュラムを考えることができるという利点 がある。

(3)デジタルを活用した学び

【方向件】

- デジタル技術の進化に対応しながら柔軟かつ積極的に活用し、学びの可能性を広げることにより教育の質の向上につなげます。
- 多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、一人ひとりが公正に個別最適化され、 資質・能力を一層確実に育成できる ICT 環境を実現するとともに、これまでの教育 実践と ICT とのベストミックスにより、子供たちや教員の力を最大限に引き出して いきます。
- ICT活用を含めた多様な学習スタイルに対応できる可変性の高い学習空間など、 学校施設整備の具体的な方向性については、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

- ○教職員の配置と働く環境
- ○学校施設の整備と管理

● 本市の現状

- 国の GIGA スクール構想²⁴に対応し、令和3年(2021 年)4月から1人1台端末を 導入し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、ICT を活用した学 びを展開しています。令和6年度(2024 年度)からは英語、数学等でデジタル教科 書の本格運用が予定されています。
- ICT を積極的に活用することにより、採点などの業務削減につながると感じている 教職員はどんどん活用しますが、これまでの「自分のやり方」が確立されている教職 員は積極的には活用しない傾向があります。
- 端末の電源保管庫やモニターが教室内に設置されたことにより教室に余裕がなくなったり、現在の机の天板が小さいことから、端末と教科書を広げると机がいっぱいになってしまったりするなど、施設面の課題があります。

<ICT活用による学びの充実>



大画面の画像を児童の端末に送ることで詳細まで共有



前回の図工の授業で書いた墨絵 にコメントしあい、友達の作品から 学ぶ。



zoomを活用して外部の人に質 問をする。

^{24 1}人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、 公正に個別最適化された学びや創造的な学びに寄与する教育環境を実現するもの

● 検討委員会での主な意見

- ICT を活用できる(積極的に活用する)教職員とできない(積極的に活用しない)教職員で差がある。
- 現状の机は狭い(旧 JIS 規格 25)ため、実情に応じた見直しが必要
- いろいろなアプリケーションを使いながら配信したり受信したりするには、PC や Wi-Fi 環境もスペックの高いものが必要となる。
- デジタルは進化が早くてすぐ陳腐化してしまうので、ある程度のフレキシビリティ²⁶が必要ではないか。
- 本来、人間は匂いとか生々しさを感じるが、そういうことはデジタルを通してではなかなか感じにくい。リアルの場面でそういうことを感じることは重要である。
- 全ての学校をフルスペックで残していくのは限界がある。複数校で物的・人的 資源を共有し、ICT 等も活用しながら魅力ある教育活動を展開し、教育の質を 上げていくことも考えられる。

-

²⁵ 日本産業規格の略称で、日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。

²⁶ 柔軟性、適応性

2 学校と地域との関係

- 検討委員会の中でも「おらが学校」というフレーズがたびたび登場するなど、学校と地域のつながりは非常に強く、地域の活動場所としてだけではなく、災害時の避難所としても、学校は重要かつ愛着のある施設です。また、教育活動や学校運営は、地域の方々の協力なくして成り立ちません。
- 新しい学校が、これまで以上に地域に開かれ、「学校と地域が支え合い協働していくための拠点」としてだけでなく、「地域における学びの拠点」にもなるよう、学校と地域との関係がより充実するような仕組みや施設づくりを進めていきます。

(1)学校運営への参画

【方向性】

- 地域活動は学校とのつながりが強いものが多く、また学校活動は地域の方の協力なくして成立しないことから、学校運営協議会の充実等、地域と学校の関係がこれまで以上に win-win となるような仕組みや環境づくりにより、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。
- 前提となる学校配置、学区の見直しにあたっては、通学距離、通学時間の検証とともに、学区と自治会区域の不整合の解消につながるよう、基本計画の中で検討していきます。

【関連項目】

- ○地域資源を生かした学び
- ○教職員の配置と働く環境
- ○学校配置の方策

● 本市の現状

- 学校における教育活動への支援は、保護者や地域住民によるスクールボランティア²⁷ が担い手となっているものが多くありますが、人口減少や地域のつながりの希薄化 などにより、担い手の不足や固定化といった課題があります。
- 地域コミュニティの活動は、26 地区の自治会連合会と地域コミュニティ組織を中心に展開しており、また保護者や教職員、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)²⁸についても、令和6年度(2024年度)中に全ての小中学校に導入される予定です。
- 現在の学区は、自治会の区域と整合していないところがあり、学校と地域との連携をこれまで以上に深めるためには、不整合を解消していく必要があります。

学校での主なボランティア活動

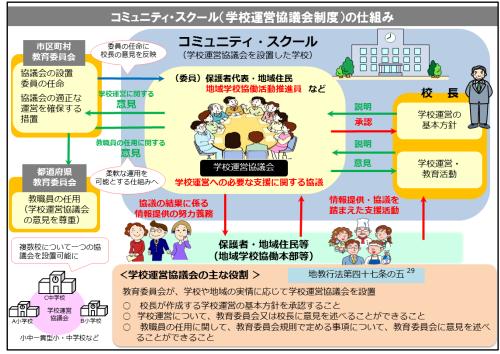
- ・農業体験
- · 園芸体験
- ・ 梅干しづくり
- · 収穫体験支援
- ・工芸体験
- · 課外活動支援
- ・ あいさつ運動
- ・地元お祭り参加
- ・草刈り、剪定
- · 校内清掃
- ・ 本の読み聞かせ
- · 交通安全運動
- · 防犯教室
- ・ 授業の安全見回り
- ・ 校外パトロール

2

²⁷ 知識や技能、経験、時間などを生かし、学校の教育活動を支援するボランティア

²⁸ P19 参照

<コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み>



出典:文部科学省ホームページ

< 小学校区と対応する自治会連合会>

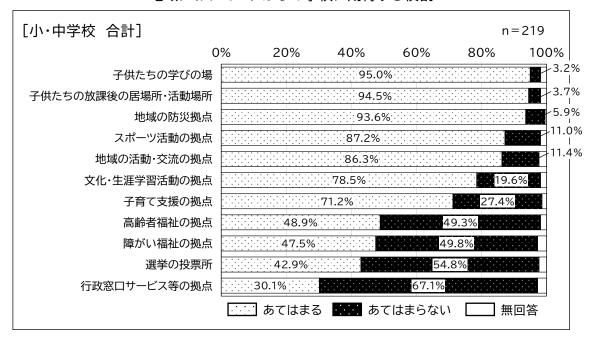
地域	小学校名	自治会連合会					
中央· 片浦	三の丸小学校	緑	万年	幸	十字	芦子	
	山王小学校	山王網一色	足柄				
	町田小学校	足柄	 JI				
	新玉小学校	新玉	緑	万年	足柄	山王網一色	
	久野小学校	久野					
	足柄小学校	二川	久野				
	芦子小学校	芦子	久野	二川			
	大窪小学校	大窪					
	早川小学校	早川					
	片浦小学校	片浦					
富水・ 桜井	東富水小学校	東富水	桜井				
	富水小学校	富水	東富水				
	報徳小学校	東富水	富水	桜井			
	桜井小学校	桜井					
	下府中小学校	下府中	国府津				
川東南部	矢作小学校	下府中	豊川				
	国府津小学校	国府津	酒匂・小八幡				
	富士見小学校	富士見	酒匂・小八幡				
	酒匂小学校	酒匂・小八幡					
	下曽我小学校	下曽我	上府中	曽我			
川東	豊川小学校	豊川					
北部	曽我小学校	曽我					
	千代小学校	上府中					
橘	前羽小学校	前羽					
	下中小学校	橘北	前羽				

²⁹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の略称

●「アンケート」での意見

• 地域関係者がこれからの学校に期待する役割については、「子供たちの学びの場」、 「子供たちの放課後の居場所・活動場所」、「地域の防災拠点」と回答する割合が高くなっています。

<地域においてこれからの学校に期待する役割>



● 検討委員会での主な意見

- 地域活動は、学校とのつながりが強いものが多く、また学校活動は、地域の方の協力がなくては成立しない。
- 少子化と高齢化が進んでいるなかで、地域が学校を支えきれない状況が出て くる可能性がある。
- 学校が地域に何かをしてもらうという発想になりがちだが、学校が地域にどう 貢献していくか、地域に対して何ができるか、という視点に立つことが、地域に 開かれた学校を実現する上で必要である。
- 学校に関わる地域の人は多くが同じ顔触れで、地域住民の 90%が無関心なので、ボランティアしたい人をうまく巻き込んで多世代で交流できるような場を設けるということも必要ではないか。
- 地域との役割分担や専門スタッフを入れるなどして、教職員の負担を軽減しながら、つながりの場を作ることが大切。そのためには、放課後の取組充実・地域の活動との関わり充実ができる環境があると良い。
- 学区と自治会で整合性がとれるようにしてもらえると良い。

(2)地域の防災機能

【方向性】

- 地域の防災機能の充実という視点に基づき、小中学校に災害時の避難所機能をどこまで持たせるのかについては、基本計画の検討と並行して、防災担当所管と一体で検討します。
- 避難所として位置付けられる学校施設に必要となる具体的機能については、整備 指針策定時に検討します。

【関連項目】

- ○学校施設の整備と管理
- ○学校配置の方策

● 本市の現状

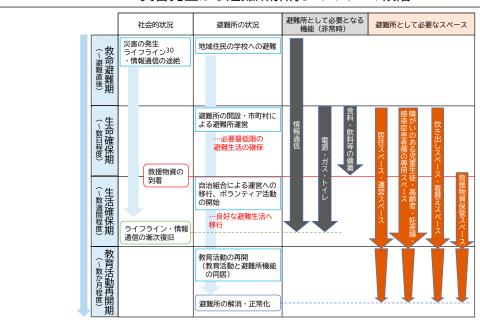
- 市立小中学校は、全校で広域避難所や風水害避難場所のいずれかとして位置付けられており、その運営は地域住民が主体で行っています。
- 一部の学校は、洪水・高潮の浸水想定区域や津波・土砂の災害警戒区域となっており、立地面での課題があるほか、避難所運営においても、学区と自治会区域の不整合が課題となっています。

<小・中学校の避難所位置付け>

<小・中子校の避難所位直刊リ>												
区分	地域	学校名		ハザード 避難所・避難場所								
			洪水※1	津波※2	高潮※3	土砂※4	広域※5	二次※6	風水害※7	ペット※8	土砂※9	津波※10
		三の丸					0		0	0	0	0
	中央	山王		0	0		0		0	0		0
		町田	0		0		0		0	0		0
		新玉	0		0		0		0	0		0
		久野					0		0	0	0	
		足柄	0					0	0	0	0	0
		芦子					0		0	0	0	0
		大窪				0	0		0	0	0	0
		早川	0				0		0	0	0	0
		東富水	0				0		0	0		
	富水・桜井	富水	0				0		0	0		
	画小・桉井	報徳	0				0		0	0		
小学校		桜井	0				0		0	0		
		下府中					0		0	0		0
		矢作						0				0
	川東南部	国府津	0		0		0		0	0	0	0
		富士見	0		0		0		0	0		0
		酒匂			0		0		0	0		0
	川東北部	下曽我					0		0	0	0	
		豊川					0		0	0		
		曽我					0		0	0	0	
		千代					0		0	0	0	
	片浦	片浦				0	0		0	0	0	0
	橘	前羽					0		0	0	0	0
		下中					0		0	0	0	
小学校計		25	10	1	6		23	2	24	24	13	
	中央	城山				0		0				0
		白鴎	0	0	0			0				0
		白山					0		0			0
		城南				0		0				0
	虽小·按升 t	泉	0					0	0			
		城北	0					0				
	川東南部	鴨宮					0		0	0		0
		国府津	0		0			0				0
		酒匂	0	0	0			0				0
	川東北部	千代						0				
	橘	橘						0				0
中学校計		11	5	2	3	2	2	9	3	1	0	8

- ※ 1 洪水浸水想定区域(0.5m以上の浸水想定)
- ※ 2 津波災害警戒区域
- ※ 3 高潮浸水想定区域
- ※ 4 土砂災害警戒区域
- ※ 5 広域避難所一次施設(大規模災害時に、長期にわたる避難が必要となった場合に避難する場所)
- ※ 6 広域避難所二次施設(広域避難所(一次施設)に収容しきれない場合に開設する避難所)
- ※ 7 風水害避難場所(大雨による浸水害や土砂災害等から身を守るために一時的に避難する場所)
- ※ 8 災害時、ペットとの同行避難が可能な施設
- ※ 9 土砂災害避難場所(土砂災害から身を守るために一時的に避難する場所)
- ※10 津波一時避難施設(津波から身を守るために一時的に避難する場所)

<災害発生から避難所解消までの4つの段階>



- 災害発生から避難所の解消までの期間を4つの段階に区分され、避難所 として必要な機能は各段階で変化していくことから、これらの機能に留意 して対策を検討していくことが必要です。
- 避難所となる学校施設の防災機能は、地域や学校の実態等を勘案しつ つ、4つの段階ごとに必要な機能について使い方等を合わせて検討する ことが重要です。

出典:文部科学省「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」

<避難所として必要と考えられる機能>

ア) 救命避難期に特に重要な機能

- 学校施設の安全性
- 災害情報の入手や救援要請に必要な情報通信
- 緊急避難場所又は避難所への進入
- イ)生命確保期及び生活確保期に特に重要な機能
 - 防災施設設備 (トイレ、照明、電気・ガス、食料・飲料水、居住スペース・備蓄倉庫等)
- ウ)生命確保期以降に特に重要となる機能
 - 衛生・プライバシー、相談、交流等、ペット同行避難
- 工)教育活動再開期に重要となる機能
 - 教育活動を再開するために居住スペースを移ることは避難者への負担が 大きいことから、避難所開設当初より、避難所と教育機能とのゾーンや動 線を分ける工夫をすることが重要

出典:文部科学省「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」

●「小田原市新しい学校づくり検討委員会」での主な意見

• 現在は小中学校が避難所になっているが、学校が再編した場合、避難場所が遠くなる人が出てきて、高齢化等を考えると問題が出ると思う。学校再編が必要であれば、避難所機能だけは維持していくのか、あるいは代替施設を考えるのか、という視点が重要である。

³⁰ 都市生活の維持に必要不可欠な水道・ガス・電気・通信・輸送などを指すもの

(3)他の施設との複合化

【方向性】

- 他の施設との複合化は、効率化だけでなく、教育活動の充実や学校の魅力アップに つながるものもあることから、地域の実情に応じた複合化を推進できるよう、地域 のニーズを丁寧に把握し、地域の特色や近隣施設の配置状況等も踏まえ、基本計画 における学校配置の検討の中で具体化していきます。
- 学校施設をこれまで以上に地域に開かれたものとするためには、子供たちの命と安全を守るという観点から、セキュリティの確保が重要となるため、複合化をする場合の配置計画のほか、安全・安心な施設管理が実現できる方策を、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

- ○学校施設の整備と管理
- ○学校配置の方策

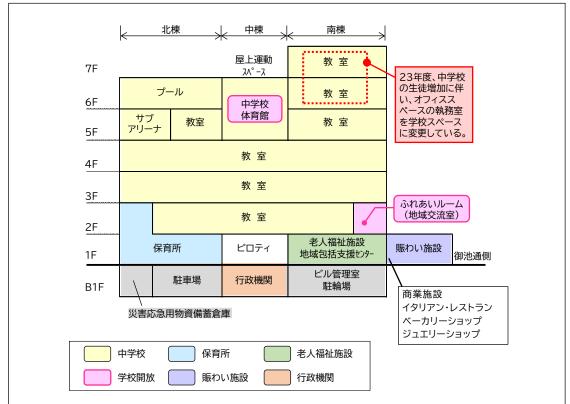
● 本市の現状

- 平成 31 年(2019 年)3月に、公共施設の複合化や統廃合を含めた施設の機能・配置の適正化及び総量縮減を図ることを目標として「小田原市公共施設再編基本計画」を策定しています。
- 学校施設の開放には、次のような種類があり、多くの団体が利用しています。
 - 1)スポーツ開放(体育館等をスポーツ団体に開放)
 - 2)社会教育開放(音楽室等を生涯学習団体に開放)
 - 3)プラザ・地域活動の場

<学校施設の開放状況>

区分	開放場所	登録団体数	実施校
スポーツ開放	体育館	約290	ほぼ全校
スパープ開放	校庭(夜間照明)	約30	国府津小·豊川小·酒匂中
社会教育開放	音楽室ほか		三の丸小・国府津小・ 酒匂中
地域活動の場	会議室等の地域利用 スペース	約40	千代小・豊川小・曽我小・ 酒匂小・新玉小・大窪小
プラザ	会議室等の地域利用 スペース	約20	桜井小・下府中小・前羽小

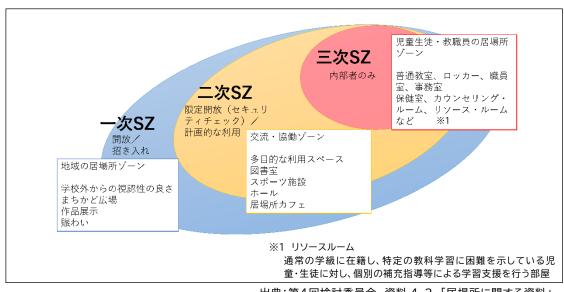
<複合化事例:京都市立 京都御池中学校(京都府京都市)>



- 新しい学校施設の建設に向けて、設計コンセプトを提案するワークショップを 開催し、地域ニーズの高い公共施設(高齢者福祉・子育て支援)と御池通の賑 わいを想像する施設(商業施設)の2つをコンセプトとした。
- 民間事業者との協働(PFI³¹ 手法の導入)し、複合施設の設計・建設、複合ビ ルの維持管理、財政支出の縮減・平準化を行った。

出典: 文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」

<学校施設のセキュリティ・ゾーン(SZ)>



出典:第4回検討委員会 資料 4-2 「居場所に関する資料」

24

³¹ 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営に民間の資金やノウハウを活用する手法

- 知らない人が入って来て、子供に何かあったら、という安全管理上の問題と、 施設を共有する場合のすみ分けやトラブル時の責任の所在等、施設管理の問題がある。
- 保育園と学校との連携に加え、子育て支援センターが入ると、子育ての拠点に しつつ就学を促すような仕組みができるので有益ではないか。
- 他の施設との複合化は、各学区の自治会要望なども聞きながら新しい学校の中に取り入れていくことで、統廃合に関する不安や不満がなくなるのではないか。
- 複合化は単純な効率化だけではなく、地域特性が多々ある中で、どういった組合せがパフォーマンスを発揮しやすいか、ということになるので、学校だけをどうするではなく地域の視点から考えをまとめておく必要がある。

3 学校のマネジメント

- 「新しい学校」を実現していくためには、学校施設のみならず、教職員の働き方改革を含めた学校に関わる人の意識や組織のあり方、管理運営の仕組みも合わせて変革していくことが求められます。
- 「新しい学校」で、子供たちのみならず、学校で過ごす全ての人が生き生きと過ごすことができるよう、柔軟かつ持続可能な施設整備やマネジメントの体制・仕組みづくりとともに、民間活力の導入や財源確保を進めます。

(1)教職員の配置と働く環境

【方向性】

• 「10年後の新しい学校のイメージ」の実現のためには、教職員の確保や勤務環境の 改善が必要不可欠であることから、基本計画と整備指針の検討にあたっては、教職 員の働き方改革の視点を重視します。

【関連項目】

- ○インクルーシブ教育
- ○地域資源を生かした学び
- ○デジタルを活用した学び
- ○学校施設の整備と管理
- ○学びの規模

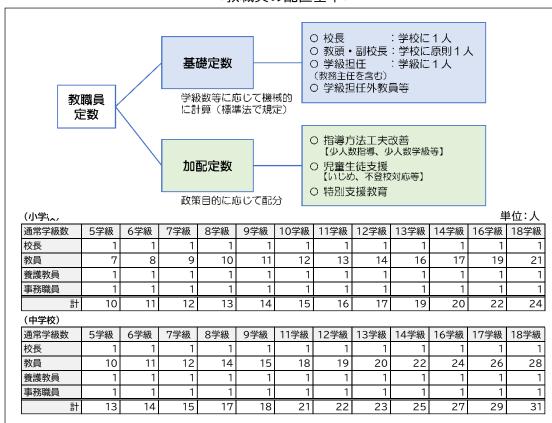
● 本市の現状

- 教職員の働き方改革は大きな課題であり、これまで学校が担ってきた業務について 適正化を図るため、部活動のあり方などについて検討を進めています。
- 教職員の配置人数は、学校の学級数に応じて決められていることから、一定の学級数がないと配置される教職員が少なくなり、1人にかかる業務負担が大きくなってしまいます。本市においても小規模校化が進んでおり、課題となっています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	 ⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回 り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	10投業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	①学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動 (部活動指導員等)	①学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体 や教育委員会、保護者、地域学校協働活 動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。 多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	①進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		(4) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

出典:新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革 に関する総合的な方策について(答申)平成31年1月25日中央教育審議会より

<教職員の配置基準>



• 公立小・中学校の正規教職員の定数(各学校に配置する人数)は、各年度都 道府県が定める「教職員定数配当基準表」に基づいて、各校の学級数を基礎 として算出する基礎定数のほかに、少人数指導やいじめ・不登校対応等、特 別な配慮が必要な政策目的に応じて、基礎定数に加算される加配定数があ ります。

出典:第2回検討委員会 参考資料4 学級編成及び教職員配置の基準について

●「アンケート」での意見(自由意見より抜粋)

- 先生方の負担を減らすことが、子供たちの幸せにつながると思います。授業や学級 経営に専念できるよう、環境づくりをお願いします。
- 教員の働き方改革の強化。体も心も休みが必要です。
- 学校現場は人が足りていない。人がいればもっときめ細やかな指導ができるのに… と悔やまれる。
- 教科担任制や専科教員などを取り入れ、担任の空きコマを増やすなどしないと、働き方改革は不可能です。

- 校務は規模の大小に関わらず発生するため、教職員の配置が少ない小規模校では教職員の負担が大きくなる。
- 教職員についても、小規模校化してしまうと教職員一人ひとりが担う校務が増えて、生徒に関わる時間が減ってしまう。
- 教職員の働き方改革の視点からも、教職員配置の充実や勤務環境の改善が必要になる。

(2)学校施設の整備と管理

【方向性】

- 「10 年後の新しい学校のイメージ」の実現に向けて、次の視点を大切に、整備指針の検討を進めます。
 - 1)新しい時代の学びを支える学習空間づくり
 - 2)学校に集う全ての人にとっての「居場所」となるような生活空間づくり
 - 3) 放課後活動と地域活動の充実につながる空間づくり
 - 4) 脱炭素社会の実現に貢献する施設づくり(再エネ・省エネ促進、木質化等)
 - 5)効率的かつ効果的な整備手法の検討と利用者意見反映のプロセス
- 改築・長寿命化改修後の学校施設については、その施設のライフサイクルに応じて、 適切な時期に適切な改修や設備更新を行い、長く快適に使用できる管理体制を構 築します。
- 現在は、学校施設の管理運営は教職員が大半を担っており、その負担が大きくなっています。教職員が教育活動に集中できるような学校施設の管理運営のあり方について、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

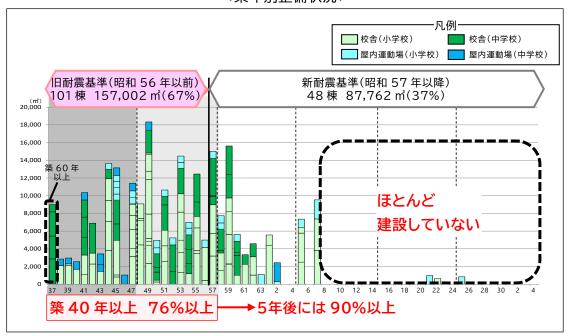
- ○インクルーシブ教育
- ○デジタルを活用した学び
- ○地域の防災機能
- ○地域利用施設の複合化
- ○教職員の配置と働く環境

● 本市の現状

- 令和5年度(2023 年度)時点で、学校施設の約 76%が築40年以上であり、5年 後には 90%以上が築 40 年以上となることから、老朽化は喫緊の課題となってい ます。
- 現在の普通教室の面積は、文部科学省の整備指針に基づき設定していますが、学習 用端末保管庫が設置されたこと等により、手狭となっています。
- 少人数指導教室や多目的スペース等、多様な学習形態に応じた学習スペースのニーズが高まっています。
- 学校施設のバリアフリーに加え、LGBTQ32への配慮等の視点から、ユニバーサルデザイン化への対応も求められています。
- 令和4年(2022 年)10 月に策定した「小田原市気候変動対策推進計画」において、 本市の脱炭素化施策として、公共施設への再エネの導入拡大や、省エネ化の推進を 位置付けています。

³² Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシャル)、Transgender(トランスジェンダー)、Queer(クィア)の頭文字を組み合わせた言葉で、幅広いセクシャリティ(性のあり方)を総称するもの

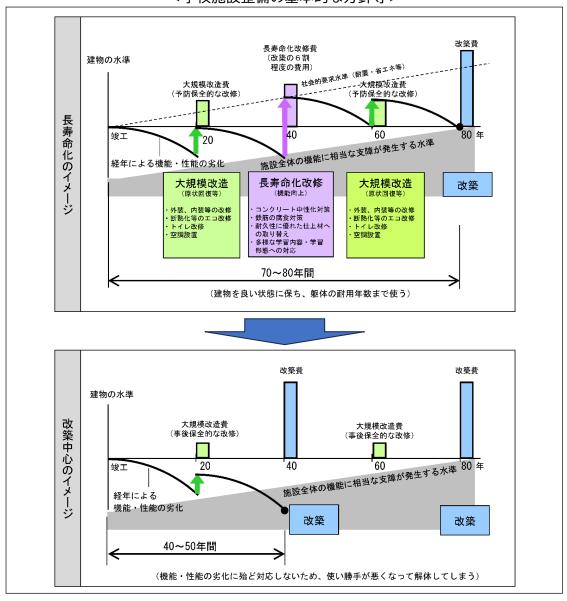
<築年別整備状況>



<学校施設の築年数別一覧(令和5年度時点/校舎のうち最も古い築年数を基準とする)>

築40年未満	【小学校】三の丸 大窪 富士見 下曽我 豊川 前羽
築40~49年	【小学校】報徳 下府中 矢作 曽我 片浦 下中【中学校】城北 国府津 千代 酒匂
築50~59年	【小学校】山王 町田 新玉 足柄 芦子 久野 東富水富水 桜井 国府津 酒匂 千代【中学校】城山 泉 橘
築60年超	【小学校】早川 【中学校】白鷗 白山 城南 鴨宮

<学校施設整備の基本的な方針等>



出典:文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」

●「アンケート」での意見

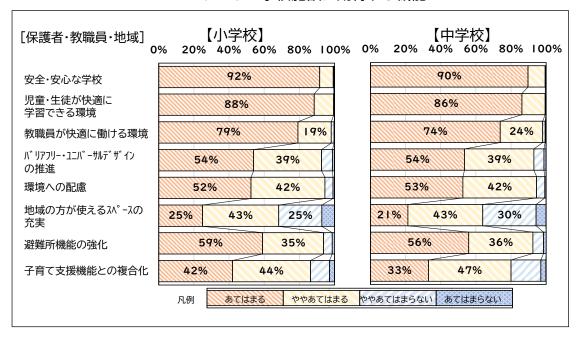
「現在の学校施設の評価](自由意見より抜粋)

- 学校自体が古いこともあり、ランドセルの棚など収納関係や、教室によっては天井 などが傷んでいるのが気になります。
- 体育館が古いので安全性が疑問。夏場は暑くて体育の授業中に体調が悪くなることもある。災害時の避難場所としての活用も考えた作りが望ましいと思います。
- 古い校舎で壁にひび割れ等が目立つ。災害時に心配です。
- すべてのトイレを洋式化したほうが良いです。
- 公共施設としての学校はあまりに時代遅れの感が否めない。市の予算を考えると大変なことも分かるが、築 50 年以上経つ建物が教育活動を行う環境として良いのかと疑問に思う。

「学校施設にあったらいいなと思われる空間・施設・設備等](抜粋)

- 本を自由に座って読んだりできるようなフリースペース
- 屋外授業ができる小さな林のような空間
- 雨でも遊べる場所
- アスレチック、ボルダリング施設
- 放課後や休みの日などに使えるフリースペース
- LGBTQに配慮したバリアフリートイレ33や更衣室

<これからの学校施設に期待する機能>



³³ 従来「多目的トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障がい者等の利用に適切な配慮が必要なトイレの総称

- 教育環境は、教育活動と施設環境が密接に関係しているため、理想とする教育をするためには学校施設の機能をどうしていくべきか、ということについてはしっかりした検討が必要。
- 保護者にとっても、新しい施設や設備が備わっている学校施設を作れば、魅力になるのではないか。
- 明確に区切るのではなく、学校も地域も、何でもできる柔軟な空間があるといい。
- ハコとしての学校施設について、老朽化や児童生徒数減少が背景にあって、柔軟性や拡張性、可変性を持たせつつ、改築・長寿命化する、ということを前提に、整備指針を作っていく。
- 地域利用施設のセキュリティの確保をどのようにしていくか、管理を誰が担うか、ということが課題。

(3)学校運営費と整備費

【方向性】

- 全ての学校施設を整備するには多額の費用がかかり、財政負担も膨大になるため、 全ての学校にプールや給食調理場等、「あると望ましい」機能をフルスペックで保有 することは現実的ではないことから、複数校での人的・物的資源の共有や、デジタル 化や民間活用による施設管理・運営の効率化等、市全体の教育環境を底上げするこ とを前提とした学校配置の考え方や施設整備のあり方について、基本計画及び整 備指針策定時に検討します。
- 新しい学校づくりの実現に向け、市全体の財政計画を踏まえた事業計画を関係所 管と連携して検討するとともに、「新しい学校づくり基金」を造成し、民間資金の活 用等の財源確保に取り組みます。

【関連項目】

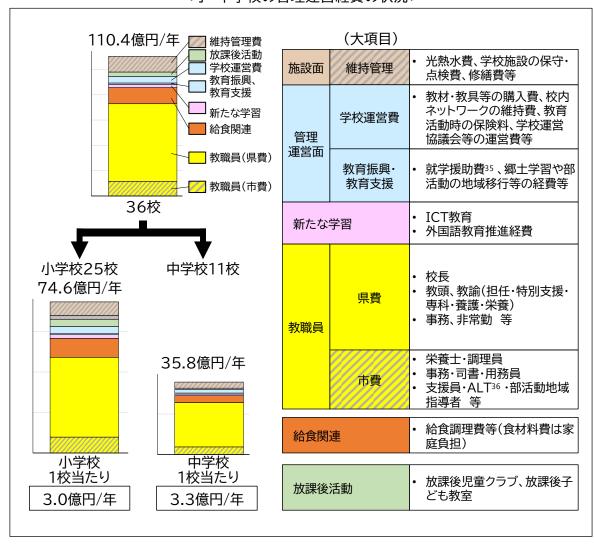
- ○インクルーシブ教育
- ○地域資源を生かした学び
- ○デジタルを活用した学び
- ○地域の防災機能
- ○地域利用施設の複合化
- ○教職員の配置と働く環境
- ○学校施設の整備と管理
- ○学びの規模
- ○学校配置の方策

● 本市の現状

- 学校運営には、教職員の人件費や施設の維持管理費に加え、教育活動や ICT 教育、 給食や放課後児童クラブ(学童保育)などの様々な経費が、小学校1校あたり年3.0 億円、中学校1校あたり年3.3 億円程度かかっています。
- 学校施設整備には、大きく分けて改築(建替え)と長寿命化改修(躯体³⁴を除く設備・内装等の全面改修)があり、改築には小学校1校あたり約32.4 億円、中学校で約36.9 億円、長寿命化改修には小学校1校あたり約15.2億円、中学校約17.4億円かかることが見込まれています。
- 民間活用については、学校施設管理の包括委託のほか、民間スイミングスクールを 活用した水泳授業を一部の学校で試行的に実施しています。

³⁴ 建築物全体を構造的に支える骨組み部分のこと。

<小・中学校の管理運営経費の状況>

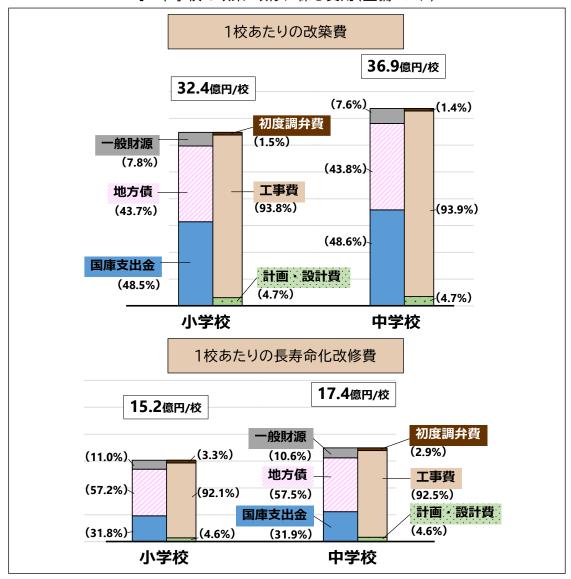


_

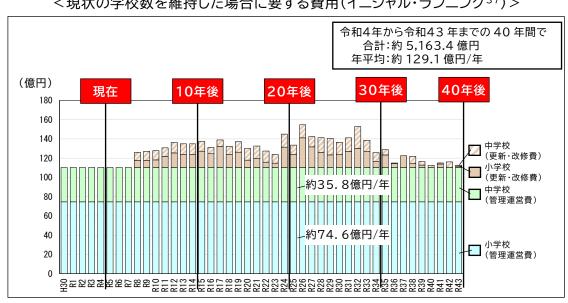
³⁵ 学校生活に必要な学用品費などを援助するもの

³⁶ Assistant Language Teacher の略。本市では、外国の言語や文化の理解を促進するため、英語を母国語・母語とする教師を小中学校及び幼稚園に派遣し、授業等の補助を行っている。

<小・中学校の改築・改修に係る費用(整備コスト)>



<現状の学校数を維持した場合に要する費用(イニシャル・ランニング37)>



³⁷ イニシャルコスト:施設や設備を整備するために必要な建設経費の総称 ランニングコスト:施設や設備を運営していくために必要な運営経費の総称

●「アンケート」での意見(自由意見より抜粋)

- コスト面や子供の人口推移からも、統合以外での建替えは現実的ではない。
- 学校現場での負担をもっと減らして、教職員にとって働きやすい学校になってほしい。
- 設備の見直しはコストがかかるためソフト面で今の時代にあったフレキシブルで自由な学校にしてほしい。
- きめ細かな指導ができるようにするために、教職員の増員が必須。また、施設や環境整備に係る予算を確保すべき。

- ある1つの学校を良くするのではなく、市内全体の教育環境を良くするために どうするか。小田原市全体の教育環境の底上げも考える必要がある。
- 教育環境のマネジメントを考えるにあたっては、適正規模・適正配置は外してはいけない視点。
- 全ての学校をフルスペックで残していくのは限界がある。複数校で物的・人的 資源を共有し、ICT 等も活用しながら魅力ある教育活動を展開し、教育の質を 上げていくことも考えられる。
- 市営プールや民間を活用して、プールは設置せず、その分新たな施設整備に費用を投下したほうがよいのではないか。
- 今後かかる整備費と市の予算計画とのかい離を、どのように現実の計画に落とし込んでいくか。財政面での方針を立てないと、具体の事業が進んでいかないのではないか。
- 財源対策として、目的基金をつくり、ふるさと納税による寄附を受け入れる仕組みも必要ではないか。

4 前提となる学校配置の考え方

- 新しい学校づくりを推進するにあたり、児童生徒数の減少と学校施設の老朽化は、早急 に解決が求められる大きな課題です。
- 本市は、地域特性が多様であるがゆえに人口動態³⁸も地域によって大きく異なります。 今後、全市的に児童生徒数の減少が進展することが予測される中で、学校施設整備に 要する財政負担を考慮すると、今ある学校全てをこれまでと同じフルスペックで維持・ 更新していくことは非常に難しいと考えます。
- 課題解決のためには、学校再編も含めた様々な方策が想定されることから、学校関係者 や地域住民等の多様な主体との合意形成を丁寧に行いながら、10 年後の「新しい学校」 を実現していく道筋を示していく必要があります。
- そこで、前提となる学校配置の考え方として、学びの規模としての1学級あたりの人数や 1学年あたりの学級数についての考え方に加え、小中一貫校(義務教育学校)の導入の ような全市的な学校制度の見直しや学校再編、連動する学区の見直しや学校選択制の 導入等について検討していく必要があります。

(1)学びの規模

【方向性】

- 検討委員会での議論やアンケートの結果を勘案すると、1学年あたりの学級数は、小学校は2~3学級、中学校は3~4学級が望ましいと考えますが、学びの規模は教職員の配置基準や地域の状況や特性、市全体の学校教育のあり方等も考慮する必要があることから、基本計画策定時に検討します。
- 国の基準を考慮しなければ、先生の目が届きやすくなり、個に応じた学びの充実につながるという視点から、1学級あたりの人数は小学校では 25~30 人、中学校では 30~35 人程度が望ましいと考えますが、実現には、教職員の加配が必要となり、人件費の予算を確保する必要があります。

【関連項目】

- ○教職員の配置と働く環境
- ○学校施設の整備と管理
- ○学校配置の方策

● 本市の現状

- 児童生徒数は減少傾向が続いており、地域ごとに差はあるものの、市全体として小規模化の進展が懸念されます。
- 1学級あたりの人数は、小学校は 35 人(国は令和7年度までに、本市は令和6年度 までに全学年移行)、中学校は40人が国の基準となっており、教職員もこの基準に 基づいて配置されています。
- 令和4年度(2022年度)を基準に行った児童生徒数・学級数推計によると、児童生徒数は今後 10年で約 21%、20年で約 25%減少する見通しです。
- 20 年後の学級数推計では、小学校 25 校中 12 学級以上が 13 校、6学級以下が 12 校となる見通しで、小規模化がさらに進展します。中学校も、6学級以下が 11 校中5校となる見通しで、小規模化が進む予測となっています。

³⁸ 出生·死亡·結婚·離婚·移転などにより、ある一定の期間における人口の変動のこと。

<児童数·学級数(小学校 令和5年度)>

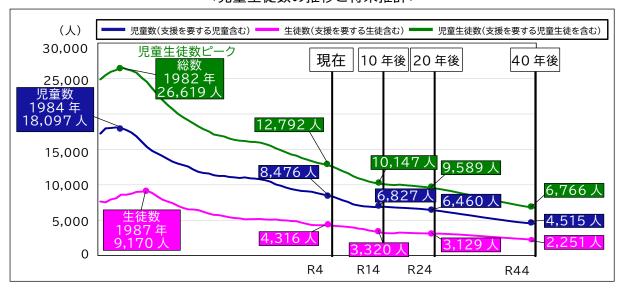
単位 上段:人 下段:学級

		R	15			R	R5			R	15
地域名	学校名	通常 学級	特別支援 学級	地域名	学校名	通常 学級	特別支援 学級	地域名	学校名	通常 学級	特別支援 学級
	三の丸小	607	38		富水小	465	47		千代小	511	29
		18	7		画小小	17	9		ינטוד	17	5
	新玉小	130	11		富水 桜井 東富水小	418	37		下曲#小	142	15
	机工小	6	2			13	7	川東	下曽我小	6	3
	足柄小	408	29			375	28	北部	曽我小	72	5
	是们小	13	4		米田小小	12	4		百找小	6	2
	芦子小	466	36		報徳小	320	9		豊川小	574	24
	户丁小	16	6		羊肉1芯/」、	12	2		豆川小	18	6
中央	大窪小	156	6		下府中小	286	22	片浦	片浦小	78	4
中天	八洼小	7	3		יניידינאיו	12	4			6	2
	早川小	125	12		国府津小	460	19		前羽小	117	7
	干川小	6	2		国的神小	16	3	橘	יניטטינוק	6	2
	山王小	171	12	川東	酒匂小	297	21	竹町	Tell	244	24
	四工小	6	2	南部	相可小	12	4		下中小	11	5
	236 9	午/左小	497	31							
	久野小	9	3		矢作小	17	5				
	町田小	239	24		富士見小	422	35				
	m) 四⑴,	11	4		田工尤小	13	6				

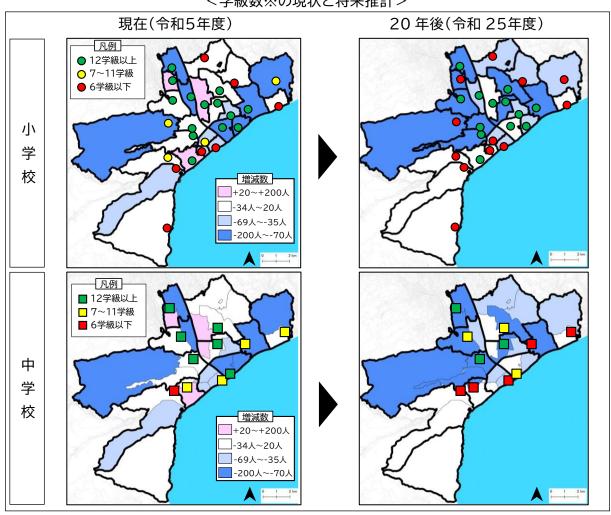
<生徒数·学級数(中学校 令和5年度)>

		R5			R	R5			R	15	
地域名 学校名	通常 学級	特別支援 学級	地域名	学校名	通常 学級	特別支援 学級	地域名	学校名	通常 学級	特別支援 学級	
	城山中	311	9		自由	474	32	川東	工化由	508	22
		10	2	富水	富水 泉中	13	6	北部	千代中	14	5
	白硬出	275	11	桜井 城北中	390	15	橘	橘中	204	19	
中央	白鴎中	9	2		小水石中	12	5	作	個中	6	3
中大	ப்பக	521	18		鴨宮中	548	25				
	山中	14	5		特古中	15	4				
	城南中	142	7	川東	同应油山	248	9				
	枞用中	6	2	南部	国府津中	9	3				
					酒匂中	414	19				
					旧句中	11	4				

<児童生徒数の推移と将来推計>



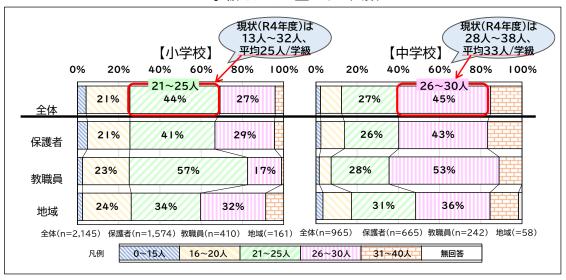
<学級数※の現状と将来推計>



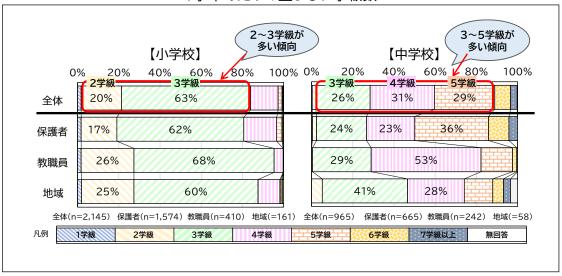
※特別支援学級を除いた通常学級

●「アンケート」での意見

<1学級あたりの望ましい人数>



<1学年あたりの望ましい学級数>



(自由意見より抜粋)

- 同じメンバーで6年間固定すると、苦手な子がいた場合に辛いそうです。
- 学級数でなく、学級あたりの人数が重要だと思います。
- 単級だからこその魅力もあるが、学級内での役割が子供自身の中で固定しがちなことは課題だと思います。
- 学年の人数がそこそこいて、学習する集団は少人数が理想です。
- どこの学校も人手不足が深刻という話を聞く。採用を増やすことが無理なら、学校 の統合を考えるべきではないか。大規模校がいいとばかりは言えないが、「クラス替 えができる程度の人数」が適正なのではないか。

- 人数が少ないと、多様な教育活動がしづらくなる反面、一人ひとりに教職員の目が届き、個に応じた学びに深く迫りやすい。
- 学年1クラスの場合、いじめが起きたときに逃げ場がない。
- 小規模校化してしまうと、教職員一人ひとりが担う校務が増えて、生徒に関わる時間が減ってしまう。
- 横のつながりや規模以上に大事なのは、学年を越えての縦の関係や、校外でのカリキュラム、民間との連携などの縦、横、斜めのコミュニケ―ションではないか。
- 教職員の負担の面からも、教育上、生活上からも、ある程度の規模は必要。
- 一定の子供・教職員の数が教育を左右するので、子供・教職員の数が維持できる学校を整備していくのか、複合化してでも小規模な学校を残すのか、を丁寧に考える必要がある。

(2)学校配置の方策

【方向性】

- 学校制度の見直しとしては、小中一貫校(義務教育学校³⁹)、小規模特認校⁴⁰、分校 の活用、広域連携(組合立学校⁴¹)の導入等が挙げられますが、地域特性も考慮しな がら、基本計画策定時に導入可能性について検討します。
- 小中一貫校(義務教育学校)については、今後導入していくのか、導入する場合に市内全域に導入するのか、あるいは学校や地域の実情に応じて個別に導入するのか、などの本市の方向性を早急に整理します。
- 小規模特認校については、既に導入している片浦小学校の成果と課題を検証し、今後の方向性を早急に整理します。
- 学校選択制⁴²は、「地域の子供は、地域の学校で育てる」という考えと合致しなくなる懸念や、導入により各校で格差が出すぎるのは避けるべきという考えもあることから、学区の見直しも含めた地域単位の配置計画を具体的に整理していく中で、検討します。

【関連項目】

- ○インクルーシブ教育
- ○学校運営への参画
- ○地域の防災機能
- ○地域利用施設の複合化
- ○教職員の配置と働く環境

● 本市の現状

- 中学校区を単位とした学校支援地域本部⁴³の展開や、中学校区単位で目指す子供の姿を共有し、学習指導や生活指導の共通理解を図っていますが、制度として小中ー貫教育は導入されていません。
- 現在、1つの小学校から2つの中学校に分かれる学校が複数あり、情報共有が煩雑になる等の課題があります。
- 本市では、希望する部活動が指定された中学校にない場合、その部活動がある学校 に指定変更することができます。
- 片浦地域は、人口減少を背景に、平成 22 年(2010 年)3月に片浦中学校が閉校し、城山中学校と統合しました。片浦小学校については、地域の要望等を踏まえ、平成 24 年(2012 年)4月に小規模特認校へ移行し、市内全域から児童を受け入れています。

⁴⁰ P43 参照

³⁹ P43 参照

⁴¹ D/13 参昭

⁴² 市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができ、この保護者の意見を踏まえて、就学校を指定する制度+詳細は P43 参照

⁴³ 地域全体で学校活動を支援するため、学校と地域の連携を図るための仕組みや体制

<小中学校区の対応表>

地域	中学校名	小学校名				
	城山中学校	三の丸	新玉(一部)	芦子(一部)	片浦	
中央・	白鴎中学校	新玉(一部)	山王	町田		
片浦	白山中学校	足柄	芦子(一部)	久野		
	城南中学校	大窪	早川			
富水・	泉中学校	富水	東富水			
桜井	城北中学校	桜井	報徳			
	鴨宮中学校	下府中	矢作	豊川(一部)		
川東南部	国府津中学校	国府津				
	酒匂中学校	酒匂	富士見			
川東北部	千代中学校	千代	下曽我	曽我	豊川(一部)	
橘	橘中学校	前羽	下中			

<学校配置の方策>

小中一貫教育	義務教育学校	一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫 した教育課程を編成・実施する9年制の学校 で教育を行う。
7.17 员状月	小中一貫型 小・中学校	組織上独立した小学校及び中学校が義務教 育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態
	自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する 学校に就学を認めるもの
	ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック 内の希望する学校に就学を認めるもの
学校選択制	隣接区域選択制	隣接する区域内の希望する学校に就学を認 めるもの
	特認校制	特定の学校について、通学区域に関係なく、 当該市町村内のどこからでも就学を認めるも ので、小規模特認校制度などがある。
	特定地域選択制	特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
分校の活用		本校から分離して設けられる学校で、複式学 級となる場合に選択できるもの
組合立学校		複数の市町村による一部事務組合 ⁴⁴ が設置 する学校

⁴⁴ 地方自治法第 284 条第 2 項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体制度

43

<片浦小学校の現状>

・ 児童数の減少と片浦中学校の閉校に伴い、平成 24 年(2012 年)4月から小規模特認校制度に移行。外国語教育の充実や金管バンド活動等、特色ある教育活動を展開している。

(強み)

- 一人ひとりに目が行き届きやすい。
- 学年を越えた交流が多い。

(課題)

- 「学力向上」を強くアピールすると、教職員の負担が大きくなる。
- コロナの影響等もあり、地域と学校とのつながりが薄くなりつつある。

- 小中一貫校や義務教育学校の長所は、6歳から15歳まで切れ目のない教育ができること、小中間の交流があること、小1ギャップや中1プロブレムのような急な不登校が起こりにくくなることなどが挙げられる。
- 学習進度にバラつきが出ることは望ましくないので、市内全域で小中一貫校や 義務教育学校を導入する方向で進めていく必要があるのではないか。
- 子供にどういう教育を提供したいのか、ということが大切であり、小中一貫も その考え方の一つ。
- 地域を愛する子供を育てたいのに、学校選択制によって地域から出てしまったら育てられなくなる。選択できることが地域の弊害となることもある。
- 学校選択制を導入すると、ギリギリまで児童生徒数が定まらず、結果として教職員の配置人数も決まらないため、人事の問題も大きくなる。
- 学区の端に住んでいる子供が、別の近い学校を選べるなど、事情に配慮して選択できるということは必要である。
- 学校をどう配置するのかという計画と、学区の見直しをセットで行った上で、必要に応じて部分的に学校選択制を導入する、という手順が現実的ではないか。
- 児童生徒数の減少に伴い、小規模特認校にしてほしいという要望は今後必ず出てくる。それまでに小規模特認校の成果と課題を整理して、今後のあり方や存否について検討する必要がある。

5 実現に向けたプロセス

- 学校の将来に係る議論は、地域をどうしていくかという議論につながっていきます。それゆえ、基本計画で検討していく地域単位の学校施設の配置計画は、行政と地域が一体となって、新しい学校のビジョンや目指す姿を共有するとともに、各地域の実情やニーズを十分に把握したうえで、多様な主体による合意形成が求められます。
- 子供たちを含めた多様な視点から地域総ぐるみの議論を行う前提として、誰が何を決めるのかを明確にするとともに、行政は丁寧な説明と分かりやすい情報発信を行い、地域ごとの「新しい学校」づくりを進めます。

(1)多様な主体との合意形成

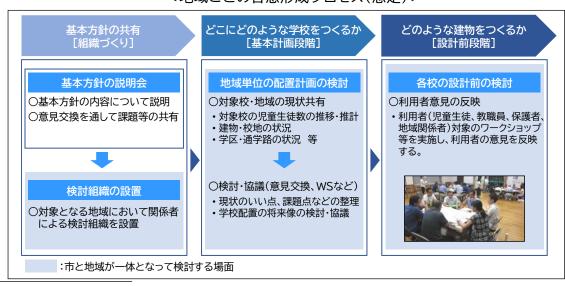
【方向性】

- 望ましい合意形成プロセスと具体的な手法等は、次の視点を大切に、基本計画策定時に検討します。
 - 1)学校の将来像とともに、地域の将来像も考えるプロセスとします。
 - 2)合意形成プロセスの手法(説明会、ワークショップ⁴⁵等)や参加者(保護者、教職員、子供たち等)は、多様性を担保できるようにします。
 - 3)誰が何を決めるのか、を明確にしたうえで議論を進めていきます。
 - 4)丁寧な説明と分かりやすい情報発信を行います。
- 基本計画でまとめる地域単位の配置計画については、検討段階から地域への意見 聴取やワークショップを取り入れる方向で検討します。

● 課題

- 地域ごとの検討に入る段階になると、多様な関係者と合意をとりながら進めていく プロジェクトとなるため、現時点で想定される合意形成プロセスのイメージを整理する必要があります。
- 検討組織を設置する際には専門の知識を持った有識者だけでなく、実際に施設を 利用する関係者を構成員にする必要があります。
- 基本計画で整理した案は、教職員や保護者、地域住民に加えて児童生徒も参画する ワークショップを行うなどして内容の深化を図り、検討組織としての方向性をまとめ る必要があります。

<地域ごとの合意形成プロセス(想定)>



⁴⁵ 一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体的に議論や作業を行う場のこと。

- 合意形成は、学校としての将来像と並行して地域をどうしていくのか、という 議論の場になる。
- 学校再編は地域との合意形成なくしては成立しない。
- 再編ありきでは地域が混乱するが、施設は老朽化して子供の数は減っていくので、これを解決するために、地域に配慮しながら検討していく必要がある。
- 意見を聞くだけではなく、建設的な考えを聞いていくことが重要で、お互いの情報を共有しながら新しいことを生み出すための合意形成が必要になる。
- 検討組織のメンバー選びが重要である。
- 小中学生に限定したワークショップを行うなど、子供たちに意見を聞く場があると良い。
- 素案を提示して、検討組織側に、ある程度選択権を与え、意見を聞きながら練り上げる、というプロセスが良いのではないか。
- 個別の新しい学校が完成するまでの全てが合意形成で、今後いろいろなステージで合意形成が必要となる。ステージごとに、時間をかけて行う方が良い。

(2)庁内の検討体制

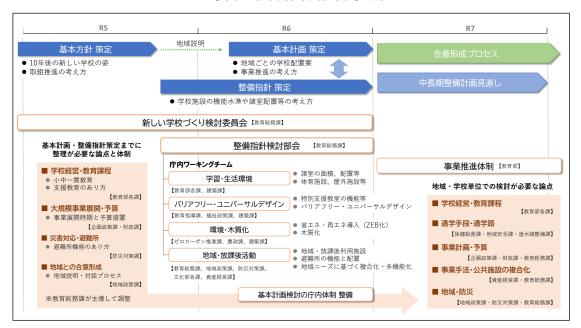
【方向性】

- 地域調整、防災、事業・財政計画、都市計画など、今後の事業推進にあたっては、教育委員会単体では調整がしきれないことから、全庁的な連携・検討体制をとる必要があります。
- 基本計画で検討・整理が必要な個別の論点について、順次関係する所管との検討を 進めます。
- 整備指針の策定にあたっては、複数のテーマを設定し、庁内関係課で構成されるワーキングチームを設置し、詳細検討を行います。

課題

• 新しい学校づくりを推進するためには、庁内の検討体制の構築も非常に重要です。 本事業は学校教育や学校施設に関すること以外にも、他の公共施設との調整や都 市計画、公共施設再編、財政面など、関係する部署との調整が必要なため、庁内横 断的な体制で取り組む必要があります。

<庁内の検討体制(検討事項)>



- これから、地域へ説明等に入る場合、教育委員会以外の所管に関する質問が出た時に、すぐに答えられないと話が進まなくなる。関係する部署に早い段階から関わってもらい、「オール小田原市役所」の体制で臨む必要がある。
- 今後事業を進めるにあたり、全体を管理・監督するのはどの所管なのか、また 関係する所管それぞれの役割と責任を決めないと、議論が空中戦になってしま い、何も決まらなくなる。
- 市にもいろいろな担当がいると思うが、関係する部署だけではなく、自身の子供の年齢に応じて抽出した職員を集めて話し合いをすると、バランスの取れた意見が出るのではないか。

第6章 今後の検討に向けて

- 基本方針は、新しい学校づくりを進めていくための羅針盤として、「10 年後の新しい学校のイメージ」を示すとともに、今後具体的な検討に入るにあたり、前提条件として全市的な整理が必要な事項、地域ごとの検討や合意形成にあたって留意すべき事項等を示しました。
- 基本方針をもとに、地域の学校配置の将来像(どこにどのような学校をつくるか)をまとめる「基本計画」と学校施設(ハード)整備の基準(どのような建物をつくるか)をまとめる「整備指針」を策定していきます。

1「新しい学校づくり推進基本計画」とは

• 基本計画は、学校配置の将来像として、地域単位の配置計画や他の施設との複合化の 考え方等をまとめるものですが、その将来像を描くにあたり、まずは次に示した事項に ついて、全市的な前提条件を整理した上で、地域ごとの検討に入ります。

【全市的な整理が必要な事項】

- 支援教育の充実に向けた方策(一部拠点化や通級指導教室の拡大等)
- 小中学校に災害時の避難所機能をどこまで持たせるのか
- 小中一貫校(義務教育学校)導入などの方向性
- 小規模特認校の今後の方向性
- 望ましい合意形成プロセスと具体的な手法等
- 「地域」は、中学校区単位を基本としますが、地域特性によっては複数の中学校区や都市計画マスタープラン46における地域別構成の地域区分の方が検討しやすい場合もあるため、検討単位とする「地域」についても、前提条件と並行して定めていきます。
- 「地域単位の配置計画」は、学校再編や通学区域の見直し、学校選択制なども含めて、総合的に検討していきます。
- 地域ごとの検討は、地域が有する地域資源や地域課題、他の公共施設の配置状況などが異なることから、整理された前提条件を踏まえ、地域の実情に応じた配置計画をまとめていく必要があります。
- 合意形成プロセスは、多様な関係者と、情報共有や議論を尽くした上で進めていく必要があることから、地域ごとの検討体制づくりの段階から、関係者との意見交換を丁寧に行っていきます。







小田原市公共施設再編基本計画策定時の「まちづくりワークショップ(平成 30 年度)」より

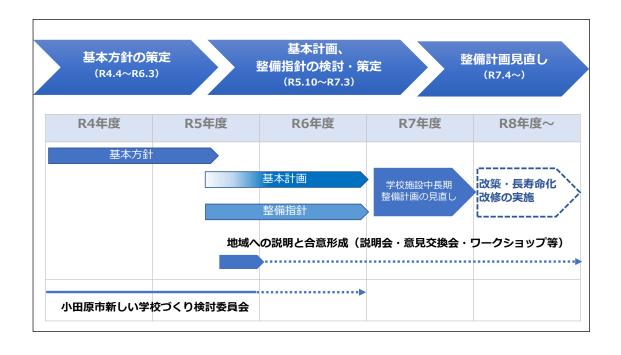
⁴⁶ 長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするもの

2 「新しい学校づくり施設整備指針」とは

- 整備指針は、基本方針で整理した「10 年後の新しい学校」を実際に整備する際の基準 や水準としてまとめるものです。
- 具体的には、施設・設備の機能水準や諸室の種類や数、面積、仕様等の基準、整備手法等を定めるもので、今後、改築・長寿命化改修時は整備指針をもとに整備を進めていくことになります。
- 施設整備は、利用者である児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の意見を聞き、それらを丁寧に反映させていくことが重要となります。そのため、整備指針の中で、個々の施設整備の前段における利用者の意見聴取の手法(ワークショップ等)や意見反映のプロセスについても整理します。

3 今後のスケジュール

- 基本方針を策定した後、保護者、教職員や地域住民等を対象とした説明会を行い、広く 意見を聞き、基本計画及び整備指針の検討に反映させていきます。
- 基本計画及び整備指針は、令和6年度(2024年度)の策定・公表を目指し、引き続き検討委員会の中で検討します。
- 整備指針の検討は、検討委員会の中に部会を設置し、その中で基本的な考え方を整理します。具体的な内容については、庁内関係課で構成する検討組織(ワーキングチーム等)を中心に検討・整理していきます。







新しい教室のイメージ

神奈川県立小田原城北工業高等学校による 「新しい学校づくりに関する共同研究」発表資料より

小田原市放課後児童クラブ運営業務委託について

1 概要

小田原市放課後児童クラブの運営については、令和2年(2020年)10月1日から令和5年(2023年)9月30日までの3年間を契約期間として民間委託し、開所時間の拡大や入退室システムの導入等のサービス向上等を図った。

令和3年度末に、地域の子供を地域で育てる環境づくりを図るため、市内事業者の参加の可能性についてサウンディング調査を実施したところ、クラブの一括受注は人材確保や運営ノウハウの点で困難であるが、受託実績を有する事業者の支援があれば、 $1\sim2$ か所程度の運営を受託可能な類似業務の経験がある市内事業者が2者あることが分かった。

このため、市内事業者が参入可能な事業スキームを検討し、市外事業者から運営支援を受けられるよう調整を図った上で、2小学校を1校ずつ市内事業者へ、残りの22小学校のクラブと片浦小学校放課後子ども教室を一括して市外事業者へ委託することとし、公募型プロポーザルにより事業者を選定した。

2 公募型プロポーザル

(1) 実施概要

対象校	下曽我小学校	前羽小学校	23小学校
公募期間	令和5年4月14日	(金) から	令和5年6月1日(木)から
公务列间	令和5年5月12日	(金) まで	令和5年6月29日(木)まで
応募件数	1件	1件	2件
選定日	令和5年5月	月26日 (金)	令和5年7月13日(木)

(2) 小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会

委員長 飯田 義一 (教育部長)

副委員長 間野 百子 (小田原短期大学保育学科教授)

委 員 石井 美佐子(小田原市立片浦小学校長)

中井 將雄 (子ども若者部副部長)

栢沼 教勝 (教育部副部長)

(3) 審查項目

経営方針・SDGsの取組/提案内容の的確性/支援員等の雇用に対する待遇・資質向上/危機管理体制/地域等との交流計画/専門性(※市内事業者対象)/市内事業者との連携(※一括委託対象)

3 選定事業者及び委託内容

対象校	下曽我小学校	前羽小学校	23小学校			
事業者	学校法人道徳学園	社会福祉法人ゆりかご園	株式会社明日葉			
事業者	永塚387- 5	酒匂 2 -41-39	東京都港区芝4-13-3			
住 所	水塚301 - 3	但日2-41-39	PMO田町東10F			
代表者名	理事長	理事長	代表取締役			
八衣有名	新井 裕介	米山 勝彦	大隈 太嘉志			
業務実績	こゆるぎ幼稚園	児童養護施設ゆりかご園	横浜市、板橋区、大			
未伤天限	してのの生産	元里食喪肥故ツリがこ園	田区等に実績			
	事業の特色である、幼児	事業の特色である、福祉	令和2年度からの実績で			
	教育の視点からのプログ	の面からの関係機関と連	ある、児童の安全・安心			
選定理由	ラムや、幼稚園・小学	携した手厚い児童対応が	を最優先にした運営や、			
医足垤田	校・児童クラブで連携し	評価された。	地域の人材・企業を生か			
	て地域を活性化したいと		したプログラムが評価さ			
	いう姿勢が評価された。		れた。			
業務期間	令和5年10月1日から	5令和8年(2026年)9月	月30日まで (3年間)			
契約金額	22,500,000円	22, 500, 000円	969, 074, 507円			
	クラブの運営、各種行	事開催、支援員等の雇用	・労務管理、保護者要			
業務内容	望・苦情への対応、施設の安全管理等					
未伤/1分	※入所決定、保護者負担	旦金徴収業務は市が実施				
	※一括委託事業者には、	市内事業者の運営支援	業務を含む			

4 今後の予定

7月~9月 委託業務の細部調整、引継ぎ、支援員等の雇用関係の調整 10月 受託事業者による運営開始

片浦小学校放課後児童クラブの再開について

1 片浦小学校放課後児童クラブについて

片浦小学校の放課後児童クラブは、利用者不在のため休所していたところ、平成24年(2012年)4月に片浦小学校が小規模特認校となった際、特色づくり・魅力づくりの一環として放課後子ども教室を開設し、放課後児童クラブの機能を担ってきた。

2 片浦小学校放課後子ども教室と他校との事業内容の違い

本市では、放課後の安全・安心な子どもの居場所を設け、地域社会の中で心豊かに育むことを目的として、平成27年度(2015年度)から片浦小学校以外の小学校にも放課後子ども教室の整備を開始し、令和元年度(2019年度)に設置が完了した。

_					
		放課後子ども教室	片浦小学校放課後子ども教室	放課後児童クラブ	
利用	要件	無	L	保護者の就労、疾病等	
期前	時間	週1~2回	月曜日~金曜日	放課後~午後7時	
 	H21 H1	放課後~午後4時	土曜日・長期休業	等 午前7時30分~午後7時	
運営	形態	直営		委託	
	基本料金	無	料	月額7,000円	
				1回利用毎に100円	
保	早朝•		無料	・午前7時30分~午前8時	
護	延長料金	_		午後6時~午後6時30分	
者				午後6時30分~午後7時	
負	保険料		年額800円		
担	おやつ代		50円/1回	日始2 000円担由	
金	かやが	_	※希望者	月額2,000円程度	
	教材費	実費(プログラムにより異なる)			
		学習活動やスポーツ	ソ・文化芸術活動	適切な遊び及び生活の場の	
内	容	や地域住民との交流	流等 (片浦小は放	提供	
k1	谷	課後児童クラブの	の代替機能を含		
		む。)			

3 片浦小学校放課後子ども教室利用者アンケートの結果(令和4年7月実施)

設問		回答		
平日 (毎日)		49.9% (毎日利用19.4%)		
利用状況 長期休暇(毎日)		52.8% (毎日利用16.7%)		
利田吐明	平日	自主下校時間*まで80.5% 自主下校時間*以降8.3%		
利用時間 長期休暇		自主下校時間*まで55.6% 自主下校時間*以降11.1%		
利用理由		保護者の就労等69.4% 遊び・交流の場50.0%		
有料となっ	た場合の利用希望	利用したい83.3% 利用しない13.8%		

※利用者61人中36人回答

※放課後子ども教室において、保護者のお迎えがなくとも児童のみで帰宅が可能な時間 →3月1日~前期終業日:午後5時 後期始業日~2月末日:午後4時

4 令和6年度以降の対応について

- (1) 片浦小学校の放課後児童クラブを再開する。
- (2) 放課後児童クラブの利用要件等は、他校と同様とする。
- (3) 小規模特認校としての魅力と位置付けてきた放課後子ども教室は、引き続き毎日開設し、午後4時までの開設とするとともに、これまで土曜日や長期休業時に実施してきたイベントには、全ての児童が参加可能とする。

5 スケジュール

令和5年10月~ 在学児童保護者へ周知

11月~ 新入学児童保護者へ周知

令和6年4月 片浦小学校放課後児童クラブ再開

令和6年度使用小学校教科用図書の採択について

1 採択の経過

令和5年(2023年)4月27日の教育委員会定例会において、採択方針及び日程 を決定した。

その後、教科用図書の採択に関し必要な事項を調査検討するため、校長会、教員、 保護者の代表で構成する教科用図書採択検討部会を2回開催するとともに、専門的 な調査研究を行うため、小学校教員による調査会を4回開催した。

これらの調査研究結果を踏まえ、令和5年(2023年)7月26日の教育委員会定例会並びに8月2日の同臨時会において協議を行い、次のとおり採択した。

2 令和6年度(2024年度)小学校教科用図書の採択

令和6年度(2024年度)に使用する全ての教科書について、次のとおり新たに採択した。

◆採択種目、発行者及び理由

種 目 国語 発行者 光村凶書出版株式会社	種目	目 国語	発行者	光村図書出版株式会社
-----------------------------	----	------	-----	------------

- ・全教材をとおして言葉に着目し、語句を増やし、五感を磨き、日常生活に生かせるよう配慮している。
- ・物語文が充実しており、児童自らが創造的な読み方をすることにより、児童がじっくりと読み味わい、自らの問いを起点に学習を進めることができる。
- ・日常生活においても自ら進んで本を手に取る意識を育むことを意図して、各学年の巻末付録に 「本の世界を広げよう」を設け、学年に適した本を、表紙写真、紹介文とともに提示している。
- ・日常生活における人との関わりの中で思いや考えを伝え合う力や、論理的に思考し豊かに想像 する力を高めることができる。

種 目 国語(書写) 発行者 光村図書出版株式会社

- ・手で文字を書く文化を次世代につないでいくことをねらいとし、美しい文字を丁寧に書くこと の大切さを伝えている。
- ・点画の書き方の特徴をキャラクターの動きとオノマトペを活用し、筆使いを直感的にイメージ できるよう工夫している。
- ・手本と同じページに書き順が示されており、児童に分かりやすい紙面構成になっている。
- ・左手で書く時の手や用具の位置を示した写真を掲載している。また、二次元コードから教科書 紙面や動画を見ることができる。

種 目 社会 発行者 教育出版株式会社

- ・「つかむ・調べる・まとめる・つなげる」の学習の流れが、社会科の探究的な学びのサイクル としてふさわしく、学んだことを社会生活に生かそうとする学習活動の展開が期待できる。
- ・日本の歴史と世界の歴史が並列されており、国際的な視点で考える力の育成が期待できる。
- ・写真や図を効果的に用いて、実際に調べたり見学したりする興味がもてるような工夫がされている。また、身近な文化や産業についての掲載がある。
- ・様々な立場の人や複数の児童の意見を伝える場面が設定されており、複数の視点で物事を捉えることができる。

種目地図発行者株式会社帝国書院

- ・地形や気候、隣国との関係、産業等の相互の関係について捉えやすく、様々な条件が関係していることを考慮することができる。また、過去の地図との比較ができる。
- ・「地図帳の使い方」では索引の使い方や縮尺について、「地図マスターへの道」では交通網、 産業等についての理解が深まるよう工夫されている。
- ・色使いや資料の分量が良く、地形の特徴や高低差を想像しながら見ることができる。
- ・持続可能な社会の実現に向けた各地の課題や取組が理解できるよう、SDG s の特設ページを設けている。

種 目 算数 発行者 学校図書株式会社

- ・単元のはじめに、自分たちで課題を発見する場面を設定して、主体的に課題を解決する活動を イメージしやすくしており、算数に対する苦手意識を持たないような工夫がされている。
- ・「考え方モンスター」というキャラクターを使って、見方・考え方を働かせながら、楽しんで 学習を進められるよう工夫している。
- ・「できるようになったこと」を設け単元内で扱った知識や技能の定着を図るとともに、巻末に「ほじゅう問題」を設け学習を補完するなど、できるようになったことを次の学びに生かしていくよう工夫されている。
- ・身に付けた知識・技能を、日常生活の中で生かそうとする課題設定がされている。

種 目 理科 発行者 東京書籍株式会社

- ・問題解決の各段階を1本のラインで結び、学びのラインに沿って児童が見通しをもって学習できるよう工夫されている。また、単元の導入部分では、既習事項がイラストや写真を使って楽しくまとめられていて、既習事項を復習しやすい構成になっている。
- ・各単元の終わりの「理科の世界 探検部」という学んだことをさらに深めるページでは、インタ ビュー内容が掲載され、その単元の学習が社会のどのようなことに関連しているのか学びを深 め、理科を身近に感じることができる。
- ・実験の結果を予想することで、科学的な視点での学びを引き出そうとしている。また、「考えよう」のコーナーでは、学習内容を踏まえて自然の事物・現象について考えられる工夫をしている。

種 目 生活 発行者 教育出版株式会社

- ・学習の進め方として、意欲を喚起する「わくわくスイッチ」、気付きを促す「はっけんロード」、 振り返りを促す「ぐんぐんはしご」を設け、学び方を身に付けながら主体的に学べるよう工夫 されている。
- ・学び方をナビゲートするキャラクターの具体的な問い掛けにより、子どもの気付きの質を高めるように配慮されている。
- ・飼育・栽培等の体験な活動、試行錯誤を繰り返す創造的な活動、多様な人々と交流する協働的な活動が数多く設けられており、「ひと・こと・もの」との関わりによって社会力の育成を目指す本市の教育指導の重点と合致している。

種 目 音楽 発行者 教育出版株式会社

- ・音階や和音の響きの違いを体の動きを使って感じ取れるように絵で示すなど、児童が音楽を好きになる、楽しみながら歌唱や演奏について学ぼうとすることを目標に編修されている。
- ・鍵盤ハーモニカやリコーダーは、新出音も緩やかに段階を追って扱われ、楽器演奏に苦手意識 がある児童にも配慮されている。また、鍵盤ハーモニカの写真が実物大で示されている。
- ・共通教材では、我が国の文化や風土を大切にすることに重点を置き、見開きの大きな写真や解 説が掲載されている。

種 目 図画工作 発行者 日本文教出版株式会社

- ・造形、絵画、立体、工作、鑑賞の5領域がバランス良く配置されている。また、1年間の流れ に沿った行事や季節に応じた題材を選択できるよう配慮されている。
- ・児童一人ひとりが自分に適した表現方法や材料、用具等を選ぶことができるよう、題材ごとに さまざまな表現方法を提示している。
- ・鑑賞の学習では、想像を広げられるように配慮した問い掛けがあり、児童の感性に働き掛けて 能動的な鑑賞活動を促している。また、見て感じたことを交流する言語活動の充実にもつなげ ようとしている。

種 目 家庭 発行者 開隆堂出版株式会社

- ・単元数を多く設定し、スモールステップによる着実な知識・技能の習得を目指した編修がされている。また、各単元では「気づく・見つける」「わかる・できる」「生かす・深める」の3つのステップで題材を構成し、課題解決的な学習に取り組めるようになっている。
- ・見開きページを使って製作手順や調理手順などを配置することにより、流れを意識することができる。また、背景に色を付けたり、写真ではなく絵にしたりすることで、色のメリハリがついて分かりやすくなっている。
- ・調理や製作実習を安全に行うために特設ページを設けたり、「安全」マークなどで注意すべきことを分かりやすく示したりしている。

種	Ħ	保健	発行者	株式会社 Gakken
113	\boldsymbol{H}		JU 11. H	

- ・単元のまとめに「明日につなぐ」という項目があり、学習したことを生かす工夫や中学校への 接続を意識した編修となっている。
- ・「かがくの目」「ほけんのはこ」など、科学的な資料やことばの説明、関連する情報などが記載されており、健康な生活を送るために必要な知識が多く掲載されている。
- ・イラスト・写真が分かりやすく、分量も適切であり、男女の性、外国にルーツのある子など、 固定的なイメージでの表現にならないよう、多様性を尊重したものになっている。
- ・学習したことを家庭や地域で確かめたり調べたりする「おうちで」「ちいきで」や SDG s に触れており、日常生活や社会との関連を図りながら学習を進めることができる。

種 目 英語 発行者 光村図書株式会社

- ・児童が「伝えたい」と思えるような目的、場面、状況が設定されており、自分の考えや気持ち を表現する活動を単元の中心に設定している。また、状況設定や場面設定が細かく、アウトプ ットの練習を重視した内容となっている。
- ・2学年を通して、教科書が一貫したストーリーになっている。単元冒頭にアニメーションの動 画が用意されており、コミュニケーションの目的や場面、状況が分かりやすくなっている。
- ・「Let's watch and think」で各国の小学生が文化を紹介する内容を取り上げている。「世界の 友達」で、各国の小学生の考えや暮らし方について紹介している。「言葉について考えよう」 で、日本語と英語についての説明があり、違いに気づかせる内容になっている。

種 目 道徳 発行者 株式会社光文書院

- ・各題材が「かんがえよう」「まとめよう」「ひろげよう」の3つの要素で構成され、児童自ら 問いをもって授業に臨むことの重要性を踏まえた設問(導入)の工夫をしている。
- ・二つの「考えよう」の問いかけを設置し、ねらいに迫る視点からの問いかけと、多面的・多角的に考えられるような問いかけの工夫があり、議論を深めるための仕掛けがある。
- ・キャラクターが、共感や気づき、考えるためのポイントや考えを広めるための見方など、様々な「問いかけ」をしている。また、児童の多面的・多角的な思考を促している。

3 令和6年(2024年)度小学校使用教科用図書

種目	採択結果	令和6年(2024年)度使用教科書	
国語	光村図書出版株式会社	1~6年: 光村	
書写	光村図書出版株式会社	1~6年: 光村	
社会	教育出版株式会社	3~6年: 教出	
地図	株式会社帝国書院	3~6年∶帝国	
算数	学校図書株式会社	1~6年:学図	
理科	東京書籍株式会社	3~6年∶東書	
生活	教育出版株式会社	1年:教出、2年:光村	
音楽	教育出版株式会社	1・3・5年: 教出、2・4・6年: 教芸	
図画工作	日本文教出版株式会社	1~6年:日文	
家庭	開隆堂出版株式会社	5•6年:開隆堂	
保健	株式会社 Gakken	3~6年:学研	
英語	光村図書出版株式会社	5年:光村、6年:開隆堂	
道徳	株式会社光文書院	1・3・5年:光文、2・4・6年:学研	

[※]令和6年(2024年)度に使用する教科書につきましては、学習指導要領において複数学年の指導内容が一体となっている教科(音楽、英語、道徳)は、令和5年(2023年)度に使用していた発行者の新版教科書を使用します。

4 令和6年(2024年)度中学校使用教科用図書(参考)

中学校教科用図書については、無償措置法第 14 条の規定に基づき、令和 6 年 (2024 年) 度も令和 5 年 (2023 年) 度と同一の教科書を使用する。

◆種目及び発行者

種目	発 行 者
国 語	光村図書出版株式会社
	九行囚音山版怀八云在
書写	光村図書出版株式会社
地理	株式会社帝国書院
歴史	株式会社帝国書院
公 民	株式会社帝国書院
地 図	株式会社帝国書院
数学	学校図書株式会社
理科	大日本図書株式会社
音楽一般	株式会社教育芸術社
音楽器楽	株式会社教育芸術社
美術	光村図書出版株式会社
保健体育	大日本図書株式会社
技術	東京書籍株式会社
家庭	東京書籍株式会社
英 語	光村図書出版株式会社
道徳	日本文教出版株式会社

令和6年度使用教科用図書の採択方針

小田原市教育委員会

1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「令和6年度使用小学校教科用図書調査研究の観点」、「令和6年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び小田原市教科用図書採択検討部会(以下「検討部会」という。)の「答申」等を踏まえて採択する。

なお、中学校用教科用図書については、令和4年度採択と同一のものを採択する。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条)

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を 行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(以下「附則第9条図書」という。)を除く。

(1) 小学校教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(2) 中学校教科用図書

令和4年度採択と同一のものを採択する。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条)

(3) 小学校及び中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

小田原版 STEAM 教育の取組状況と今後の予定について

1 背景・経緯

(1) STEAM教育とは

各教科を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育

(2) 中央教育審議会答申(令和3年(2021年)1月26日)

STEAM教育は、各分野が複雑に関係する現代社会を生きる市民として必要な資質・能力を育成することを目指して実施され、主に高等学校における教科横断的な学習の中で重点的に取り組むべきものであるが、その土台として、小中学校でも総合的な学習の時間における教科横断的な学習や探究的な学習などの充実に努め、STEAM教育に取り組むことも考えられる。

(3) 本市の目指す教育とSTEAM教育との関係

本市が目標とする『これからの予測困難な時代を生き抜く子どもたちが、様々な問題に対し多様な「ひと・もの・こと」と関わりながら、自ら考え、判断し行動していく資質・能力(社会力)を身につける』教育と、STEAM教育は親和性が高い。

(4) 本市の取組(令和4年度~)

共同研究(市内中学校教員6名)を立ち上げ、小田原版STEAM教育の特長の整理、目指す生徒の具体的な姿、生徒の思考を重視した探究のプロセスの在り方などについて、研究を進めてきた。

2 これまでの研究内容

(1) 小田原版STEAM教育の特長

郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な地域の諸問題と出会い、その問題の解決のために教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的、創造的な活動を行うことで、より良い社会を実現しようとする資質と能力を育てる教育で、小田原の地域特性を生かした探究プロセスと企業や自治会等との連携を特長とする。

- (2) 探究プロセスの在り方
 - ①地域に実在する問題に向き合う (地域の人材や情報と出会い、問題解決への意欲を引き出す)
 - ②生徒一人一人が現状に基づいて考え、試行錯誤をし、解決策を生み出す
 - ③考えた解決策を、地元企業や自治会などに発信したり、地域で実行したりする (社会に開かれた自己満足で終わらない深い学びの創出)

3 令和5年度の取組

(1) 授業実践

研究員の所属する城山中学校をモデル校とし、全ての学年で小田原版STEAM教育を実施する。12月には市内中学校へ実践を公開し、研究の成果を全中学校で共有する。その他、各研究員が研究授業を行う。

(2) 支援業務委託

モデル校及び各研究員の授業実践を円滑に進めるため、STEAM教育に知識経験を有する事業者から職員研修や授業導入支援などの支援を受けるため、業者選定を行った。

➤委託業者:株式会社CURIO SCHOOL (東京都目黒区)

➤委託金額:3,642,000円

➤委託期間: 令和5年(2023年) 8月14日~令和6年(2024年) 3月31日

•職員研修

探究的・創造的な学びの重要性を理解し、グループワークを通してその学びの良さを実感すると共に、生徒主体の学びを引き出す指導法を習得する。

•授業導入支援

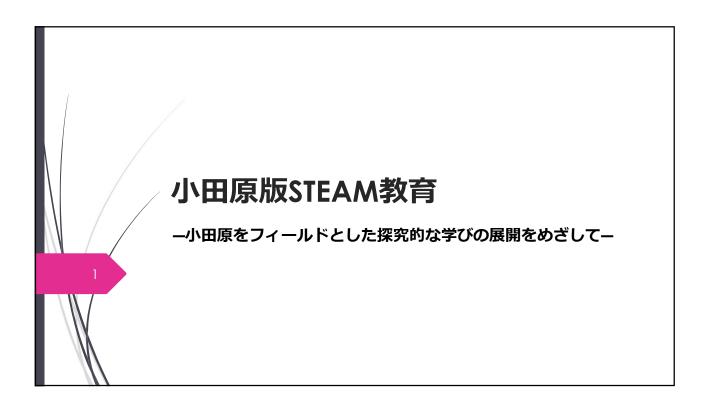
授業プログラム提案、地元企業等との外部連携支援、教材作成支援、生徒の 学習の様子の観察と生徒への指導助言サポート、授業後の指導場面のフィード バック等

4 今後の進め方

令和8年度に各中学校で小田原版STEAM教育が教職員によって完全実施され、生徒の探究的な学びが、学校内で完結することなく、地域社会に目を向け、社会に参画していくような広がりを見せることを目指していく。

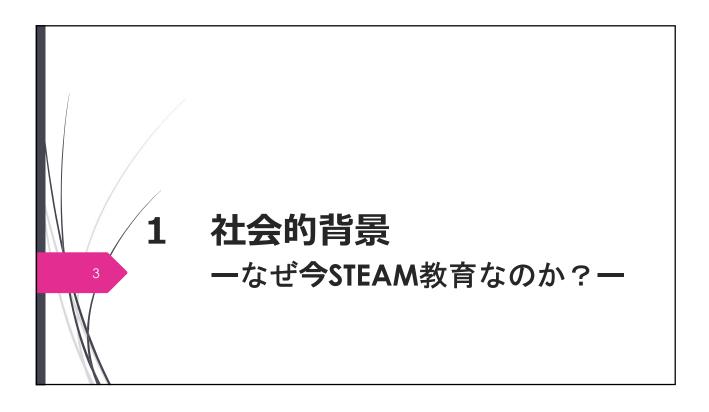
全ての教員が基礎知識や効果的な指導方法を習得し、授業実践ができるようにするため、専門事業者の支援を受け、教員と生徒の負担になることなく、両者に探究的・創造的な学びの良さが感じられるように進めていく。

令和4年度	共同研究において小田原版STEAM教育の考え方の整理		
令和5年度	共同研究で考えた実践案の実施。また、モデル校 1 校で専門事業者 による授業導入支援を受け、小田原版STEAM教育を実施		
令和6年度	モデル校の取組を踏まえ、専門事業者による授業導入支援を受け、 全中学校で小田原版STEAM教育を試行		
令和7年度	前年度の市内中学校の取組を共有し、各校の状況に応じた委託によ る授業導入支援を受け、小田原版STEAM教育を試行		
令和8年度	市内中学校教職員により小田原版STEAM教育完全実施		



1 社会的背景-なぜ今STEAM教育なのか?- 目次

- 2 小田原版STEAM教育の考え方
 - 2-1 小田原版STEAM教育とは
 - 2-2 小田原版STEAM教育の特長
 - 2-3 小田原版STEAM教育で育む資質・能力
 - 2-4 小田原版STEAM教育を実現する手立て
 - ① 探究のプロセス
 - ② 生徒の学びの姿ー自己決定の場面の位置づけー
 - ③ 外部連携の重視
- 3 小田原版STEAM教育の推進について
 - 3-1 令和5年度の取組
 - 3-2 モデル校での取組
 - 3-3 教育研究所のサポート体制



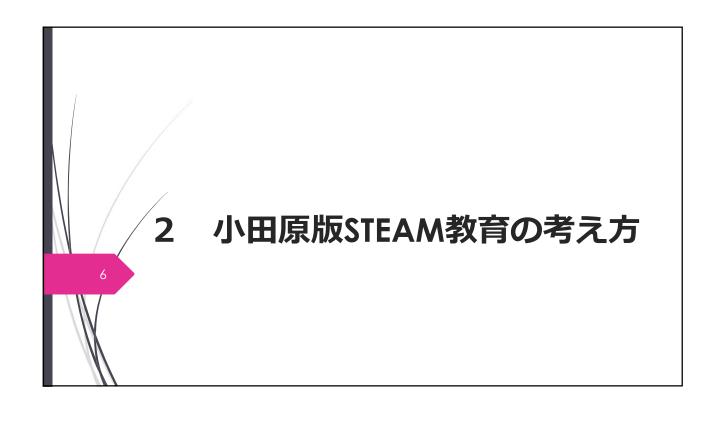


社会的課題をどう解決するか?

学校教育では・・・

文系理系の枠にとらわれず、 各教科の学びを基盤として、 様々な情報を活用し、それら を統合して、課題の解決に結 びつける資質・能力を身につ ける必要がある。





7

2-1 「小田原版STEAM教育」とは

郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な実社会の諸問題と出会い、その問題の解決のために教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的、創造的な活動を行うことで、よりよい社会を実現しようとする資質と能力を育てるもの

中学校の「総合的な学習の時間」を中心に展開。

※地域社会を多角的な視点で捉えられる発達段階である必要性から中学校に限定しての実施

8

2-2 「小田原版STEAM教育」の特長

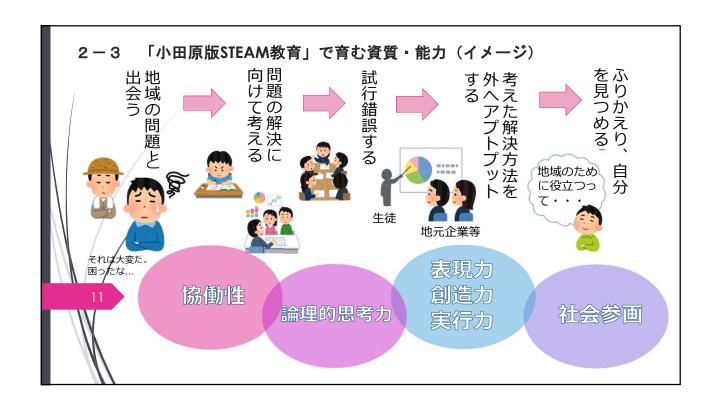
地域の問題に向き合い、 生徒一人一人が考え、 生み出した解決策を大 切にする 自分の地域や 未来は自分た ちの手で作れ るという実感

<u>地元企業や自治会・自</u> <u>治体と連携</u>し、地域の 問題に取り組む 地域と繋がって いると感じ育ま れる郷土愛 社会力の育成小田原市の目指す

※一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創る力



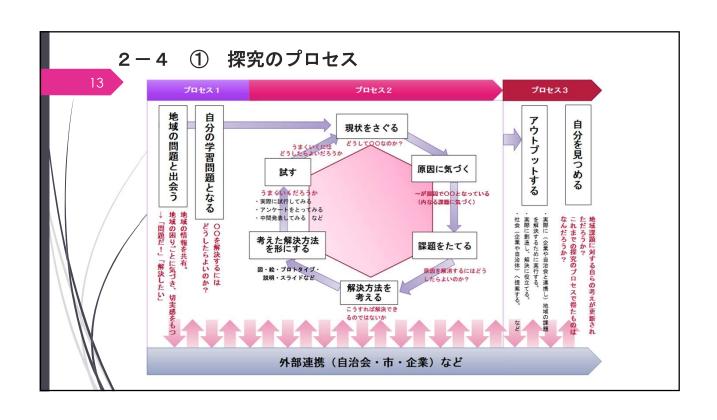
2-3 「小田原版STEAM教育」で育む資質・能力 より良い社会を実現するための資質・能力 地域をフィールドとして学習活動をし、身近な地域の諸問題に 社会参画 直接アクションを起こし、実体感を伴う学びにすることで、社 会の一員としての自覚をもち役割を果たそうとする。 地域の諸問題を解決するにあたり、多様な他者と協働すること 協働性 の大切さに気づき、様々な地域の外部の機関や人材など、多様 な他者と協働して活動しようとする。 地域の中から問題を見出し、その解決に向けて仮説を立て、現 論理的思考力 状について「情報収集」「整理・分析」したことから解決策を 考えるなど、根拠をもとに論理的に考える力をつける。 自分の考えた解決策などをアウトプットし、解決策を生活や社 表現力・創造力・実行力 会に実装する、「表現力」「創造力」「実行力」を養う。



2-4 「小田原版STEAM教育」を実現する手立て

地域をフィールドとした探究的な学びにする手立て

- ① 小田原版STEAM教育における探究のプロセスを明確にする
- ② 生徒の自己決定の場面を設定する
- ③ 地域の人材や情報との出会いの場を設定する



2-4 ② 生徒の学びの姿 ~自己決定の場面の位置づけ~

		type 1	type2	type3
		基本的な探究の プロセスを体験する	問題発見以降 主体的な探究をする	問題の発見から 主体的な探究をする
	(プロセス 1) 問題発見	探究が主体的になるよう 教師が絞り込んで提示	探究が主体的になるよう 教師が絞り込んで提示	生徒が意思決定
	(プロセス2) 課題設定 解決方法	生徒のアイディアを収集 し、合意形成のもと、一 つに絞り込む	生徒が意思決定 集団・または個人で解決	生徒が意思決定 集団・または個人で解決
	(プロセス3) 表現・創造・実行	生徒が意思決定	生徒が意思決定	生徒が意思決定

サルの暴走 in 小田原

~小田原市内でのサルによる被害~ ・1970年代から市南西部に住み着いたとされるサルによって、農作物を荒したり、民家を襲う などの被害が指次いで、人々の生活を40年間脅かしてきました。そして、2022年5月に県の計 面である「今和4年度神宗川県二ホナザル管理事業実施計画」がついに策定され、サルの駆除 が始まりました。しかし、今もなお全ては捕まっておらず悩まされています。



〜サル (ニホンザル) の行動について〜 具体例

具体例
・畑に侵入して農作物を食い荒らす。
(食べ物の残骸が自立ち、衛生的に良くない)
・集団行動をしている。(現在、s 郡やh 群がいる)

「小田原市内にいる群れ
・小学生などの通学路に度々現れていて子供たちの安全

を脅かしている。

通学路の困っていること







~問題点~

1.交通量が多い △通学路、駅に行く近道 (城中生、相洋生など…) 交通量が多いので平日と 土曜日の7:30~9:00は 車の通行禁止

2,道幅が狭く、車道より 一段上がっている歩道 がない

車がすれ違う際、歩行者が 避けなければいけない、車 と人との距離が近い

生徒が出会う地域問題の例 その他







「サイ本師性」 プとくも強んでいます。4点。 必の近くにも、<u>高齢者がたくさ</u>んいます。 今時市には高齢者に優しくするようなシステムがたくさんあり、とても住みやすくなっています。 **しかし、、、** 数の住んでいる米神ではそもそもシステムが届きません。 近くにコンピニはもちろんスーバーも、買い物ができる場所が「ちょっとそこまで、」の距離にありま せん。極めっけに、平日にのみ来るノスは一時間に一本です。そしてそのバスも来年には廃止されます。 つまり、私がいるところには高齢者が多い割に交通が不使なのです。

ではどうすればいいのか?

今、地域では地域タクシーというものがあります。しかしそれはあくまでボランティア活動です。あまり知られていませんし、いきなり終わってもおかしくはありません。 なので、私はこの活動がもっと使われるようになり、いまよりもっと大勢の人が手伝っていけたらな、と思って

いは9。 そのために今とにかく必要なのはもっと多くの人に手伝ってもらえるようごの活動を周りに知ってもらい そして沢山の人に利用してもらうことが今地域の大きな課題ではないのかと思います。

~根府川駅の問題点~

・根府川駅とは?

関東の駅百選にも登録されている無人駅です。景色がとても綺麗です。毎年、初 日の出を見に沢山の人が来ます。

そんな根府川駅での問題点は階段しかないところです。 この駅の利用者は高齢者や、週末にはキャリーケースや ベビーカーを引いた観光客が多いです。その人達にとっ で階段を登らなくにはならないのはとても不便だと思い ます。この根府川駅のレトロな雰囲気は残しつつ、みん なが使いやすい駅になって欲しいと思います。

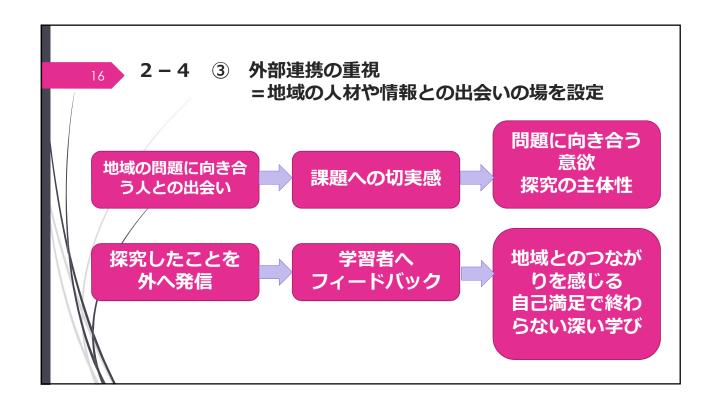








関わりのありそうなSDGs



3-1 令和5年度の取組について

- ① モデル校(1校)を指定し、全学年での実施およびその検証
- ② 共同研究員による授業実践(中学3年以外)
- ③ モデル校による、授業公開
- ④ 各中学校1名で構成する「総合的な学習の時間連絡協議会」 における共同研究やモデル校の取組の共有

19

3-2 モデル校での取組

- ■各学年の総合的な学習の時間において実践
- ●学校全体で取り組んだ実践 の成果や課題を市内中学校 に報告・周知。(R5年度末 の連絡協議会にて)
- ▶積極的な授業公開
- ●モデル校の協力校(共同研究研究員実践校)との連携

20

3-3 教育研究所のサポート体制

- ●小田原版STEAM教育を実施 する上での助言
- ▶外部機関の紹介や仲介
- ■探究的な学びを引き出す研修支援
- ●研修・授業支援のサポート をより充実させるための委 託業者とモデル校の連携調 整